
平成25年 第4回(定例)南 部 町 議 会 会 議 録(第3日)

平成25年6月18日(火曜日)

議事日程(第3号)

平成25年6月18日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議事日程の宣告
日程第3 町政に対する一般質問
日程第4 請願、陳情委員会付託
日程第5 議案に対する質疑
日程第6 上程議案委員会付託
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議事日程の宣告
日程第3 町政に対する一般質問
日程第4 請願、陳情委員会付託
日程第5 議案に対する質疑
日程第6 上程議案委員会付託
-

出席議員(13名)

1番 白川立真君	2番 三鴨義文君
4番 板井隆君	5番 植田均君
6番 景山浩君	7番 杉谷早苗君
8番 細田元教君	9番 石上良夫君
10番 井田章雄君	11番 秦伊知郎君
12番 亀尾共三君	13番 真壁容子君
14番 青砥日出夫君	

欠席議員（１名）

3 番 米 澤 睦 雄君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	唯	清 視君	書記	岡 田 光 政君
			書記	前 田 憲 昭君
			書記	小 林 公 葉君

説明のため出席した者の職氏名

町長	坂 本 昭 文君	副町長	陶 山 清 孝君
教育長	永 江 多輝夫君	病院事業管理者	田 中 耕 司君
総務課長	加 藤 晃君	財政室長	三 輪 祐 子君
企画政策課長	矢 吹 隆君	地域振興専門員	長 尾 健 治君
税務課長	畠 稔 明君	町民生活課長	仲 田 磨理子君
教育次長	板 持 照 明君	総務・学校教育課長	福 田 範 史君
病院事務部長	中 前 三紀夫君	健康福祉課長	伊 藤 真君
福祉事務所長	頼 田 光 正君	建設課長	頼 田 泰 史君
上下水道課長	谷 田 英 之君	産業課長	仲 田 憲 史君
監査委員	須 山 啓 己君		

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（青砥日出夫君） ただいまの出席議員数は 13 人です。地方自治法第 113 条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（青砥日出夫君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により、次の 2 人を指名いたします。

8 番、細田元教君、9 番、石上良夫君。

日程第 2 議事日程の宣告

○議長（青砥日出夫君） 日程第 2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第 3 町政に対する一般質問

○議長（青砥日出夫君） 日程第 3、前日に引き続き町政に対する一般質問を行います。

順序は、通告の順とし、順次、質問を許します。

初めに、6 番、景山浩君の質問を許します。

6 番、景山浩君。

○議員（6 番 景山 浩君） 皆さん、おはようございます。6 番、景山浩です。議長にお許しをいただきましたので、太陽光発電に関する一般質問をさせていただきます。

皆さん、御承知のとおり、当南部町では鶴田地内の残土処分場跡地に発電量 1.5 メガワットの太陽光発電所が町営で計画をされております。議会でも同様の事業が既に実施されている日南町の発電所に見学に行きました。運用状況を伺ったところ、計画以上の発電量があり、順調に収益が上がっているとのことでありました。役場庁舎の屋上に設置されているような太陽光パネルが元小学校のグラウンド跡地に何列にもわたって整然と設置されている様子は壮観でもありました。

太陽光発電と聞いてまず頭に浮かぶものが、地球環境に優しい再生可能なクリーンエネルギーという言葉、そしてその次に浮かぶのが、ことしの 3 月まで 42 円、4 月からは 38 円という高額の見取り価格が向こう 20 年間にわたって保障された固定価格買い取り制度による導入促進策ではないでしょうか。地球環境にも設置者にとっても夢のような発電、エネルギー源としてのイメージが先行し、その問題点や課題は余りクローズアップされてこなかったように思います。しかし最終的な発電施設撤去技術が確立されていない原子力発電にこれ以上頼っていくことができない以上、私たちは転換すべきエネルギー源のよい面ばかりではなく、問題点や課題もしっかりと把握した上で、南部町民のためにできる限り有利な選択をしていかなければなりません。では、太陽光発電が抱える問題点や解決しなければならない課題とは一体何があるのでしょうか。

まず第一に取り上げるべき点は、そのエネルギー密度の低さと発電効率の悪さの問題です。東京の羽田空港近くに 11 ヘクタールほどの敷地を使った 7 メガワット級、つまり 7,000 キロワット級の浮島太陽光発電所があります。そのすぐ隣には、敷地面積 15 ヘクタールの東京電力

の火力発電所があり、こちらの発電量は約150万キロワット、すなわち1,500メガワットです。24時間365日ほぼ定格出力での発電が可能な火力発電所に比べ、太陽光発電所の発電能力は夜間発電できないことはもちろんのこと、曇りや雨の日にも発電量が著しく低下するなど不安定なため、実際の発電効率は7メガワットの12%程度と言われております。つまり同じ面積当たりの発電能力は、太陽光発電は火力発電の1000分の1以下ということになります。太陽光発電所で150万キロワットの火力発電所の電力量を発電しようとするならば、ほぼ南部町に匹敵するほどの太陽光パネルの設置面積が必要になるということです。

次に、第2の問題点ですが、第1の点でも述べた不安定な発電能力のため、安定的に電気を供給するためには同じ能力のバックアップ発電設備が必要なことです。そのため、太陽光発電所をふやしても、他の発電所と完全に置きかえることはできず、いつでもバックアップできる火力発電所などの体制を維持しながらの、非常に高コストなエネルギー源であらざるを得ないのです。そのほかにも太陽光発電は雇用を生まず、設備も外国、韓国や中国製のパネルを設置するだけで、国内産業の振興にもつながらないケースが多いのです。

そして第3に私たちに最も関係の深い問題ですが、固定価格買い取り制度による電気料金のアップの問題です。もともと原子力発電所が稼働できないことが原因で、天然ガス等の火力発電の燃料輸入額が従来より3兆円ほどふえている状況に加えて、一般的な発電コストのキロワット当たり7円に比べて、格段に高価な42円や38円の固定価格買い取り制度のコストを向こう20年間にわたって私たちは払い続けていかなければなりません。原発停止で燃料費がふえた分の3兆円は国民1人当たり年間約2万5,000円、一家庭当たり年間に約6万円の負担増をもたらします。これに再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度による負担増の一家庭当たり約5,000円が加わることとなります。一般家庭で年間約6万5,000円もの負担増加要因が発生することとなります。オール電化住宅など、電化製品の普及で電気代が上がったからといって、電気を使わずに生活することは既に不可能な状況です。この負担増は私たちの日々の生活に多大な影響を及ぼすであろうことは私が言うまでもないことです。

今回の議会で国民健康保険税の改定が議案に上程されていますが、将来的な問題は別として、短期的に見ればこちらの方が金額の面からも、全家庭に影響がある面からも大きな問題と言えるかもしれません。このような大きなコストは既に赤字体質に陥っている電力会社だけに負担を強いることはできません。国がある程度面倒を見としても、それは税金による支援で、やはり回り回って私たち国民の負担となります。日本に住んで電気を使っている以上、だれもこの問題から逃れることはできません。

それでは、少しでもこの問題の負担増を低減する方法はないのでしょうか。もしあるとするならば、それは民間企業ではなく県や市町村などの地方自治体がみずから発電事業者となって利益を上げて、その利益を広く自治体構成員、すなわち住民に還元することであると私は考えます。そういう面から考えれば、鶴田の町営太陽光発電所計画は私たち町民にとって非常に重要であり、足踏み状態の現状には非常に危機感を感じています。万難を排して実現してもらわなければなりませんし、この問題に対してはさらなる攻めの政策も必要だと考えています。

そこでお尋ねします。現在の事業の進捗状況と、今後の事業実施見込みはどのようになっているのでしょうか。

2番目、買い取り価格制度の買い取り価格が4月から38円となりましたが、この価格での収益性の検討はなされたのでしょうか。また、鶴田以外の場所での新たな事業化のお考えはないのでしょうか。

3番目、発電事業の事業収益は太陽光やバイオマスなどの再生可能エネルギー関連の補助制度に活用したいとの計画ですが、もっと広範囲な、町民の皆さんが直接的に利益を享受できるように使い道の変更は考えられないのでしょうか。

以上、壇上からの質問を終わります。答弁よろしく申し上げます。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 景山議員の御質問にお答えをしてみたいと思います。太陽光発電についてでございます。

まず現在の事業の進捗状況と今後の見込みはどうかというお尋ねでございます。改めて本事業の概要を御説明申し上げます。南部町鶴田地区の残土処分場跡地2.9ヘクタールに1.5メガワットアワーの大規模太陽光発電所を今年度中に建設するという計画を進めており、この発電所が完成しますと一般家庭約300世帯分の電力を生み出すことになる予定でございます。この計画の背景となっていますのは、国が昨年7月から導入している再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度でございます。この制度では、太陽光発電について電力会社の電力買い取り単価が42円キロワットアワーでございますが、となりまして、20年間その価格を保障しようというものでございます。

現在の進捗状況についてでございますけれども、昨年11月に太陽光、もとい、大規模太陽光発電施設設計業務委託として、委託業者が決定し、基本設計と地盤調査、中国電力への申請関係の書類作成などを行いました。そして中国電力への手続につきましては、先月の臨時議会において御承認いただいたとおり、系統連系に係る工事保証金2,870万円の増額補正を行い、5月

21日に中国電力に対し、系統連系及び売電申込書を正式に提出いたしました。今後中国電力からの詳細設計のもと、中国電力との工事契約を締結し、工事保証金を支払い、中国電力側の支払い確認がなされれば、固定価格が、買い取り価格が42円キロワットアワーが正式に担保されるわけであります。また、太陽光パネル施設の工事発注は、プロポーザル方式により行う予定でありまして、公募時期については、7月中を目指しています。予定工期は8月から来年3月末までとし、年度内には施設及び設備の工事を完了させたいと考えております。その後、中国電力への系統連系や試運転も行いながら、できるだけ早期に運転を開始したいと思っております。

一方、町民の皆様にお世話になる町民公募債については、9月公募予定としております。公募金額は1億円、金利については年1.0%と考えております。市場金利よりも高い金利ですので、御協力をお願いしたいと思います。

次に、固定買い取り価格制度の買い取り価格が38円となった場合の収益性の検討についてでございます。また、新たに事業化を実施する考えはないかということでございます。昨年7月に創設された固定価格買い取り制度では、買い取り価格は、太陽光については42円で、連系日から20年間、価格は担保されることとなっていました。太陽光パネルの価格の低下などにより、本年4月からは37.8円で20年間とされ、これは昨年の価格から比べると1割減となっております。

固定価格買い取り制度の買い取り価格が38円となった場合の収益性の検討をしたのかと、こととでございますけれども、売電の収入が1割減となるものの、単年度約200万円程度の利益が見込めますので、事業実施のメリットはあると思っております。また、これにあわせて新たな事業化の考えはないかの御質問ですが、広大で日当たりのよい土地の確保や系統連系に係る工事負担などの課題もありますので、当面はこのたび新設する鶴田地区の太陽光発電の状況を見守るとともに、今後の国などにおける再生可能エネルギーに対する動向に注視しながら、今後の事業実施に向けた検討をしてみたいと思っております。町内で起業される業者も予定され、もとい、今年度ですね、町内で起業される業者も予定されている中で、もとい、今年度ですね、町内で起業される業者も予定されておりまして、そういう動向を見ながら進めていきたいと、このように考えております。

次に、事業収益は再生可能エネルギー関連の補助制度に活用したいとの計画だが、使い道の変更は考えられないかということでございます。この太陽光発電所で得た収益については、できるだけ住民に還元する方法を検討してまいりました。電力会社では再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度の電力の買い取りに必要な原資は電気を使うすべての人が再生可能エネルギー発電

賦課金として、1キロワット当たり年間0.35円徴収される仕組みとしております。そこで平均的な一般家庭で1年間使用する総電力量を5,000キロワットアワーといたしますと、南部町の全世帯数3,511軒でありますので、これを企業なども加えて約4,000軒として賦課金を試算しますと、全体では約700万円となります。太陽光発電所で得られる年間の純収益は、試算では同額程度となりますので、検討の当初はこの収益分を中国電力への南部町全体の賦課金として支払い、各家庭での負担を軽減できないかと考えておりました。そうすれば南部町の一般家庭の電気代が他の市町村よりも安くなることで定住促進にもつながり、また企業についても電気代の負担が軽減できれば利益率が向上するとともに、雇用や原資に、もとい、増資につながり、さらには企業誘致にも好影響をもたらすのではないかと思います。そこでこの考え方を電力事業者にお話しいたしましたところ、現時点ではシステムなどの問題により困難であるという回答をいただいております。何とか住民の皆さんへ還元する方策として新エネルギーに対する補助金の新設及び補強への使途としたところでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（青砥日出夫君） 景山浩君。

○議員（6番 景山 浩君） 御答弁ありがとうございました。私が調べました数字と多少違うところはあるのですが、今回の質問ですが、当初ですね、太陽光発電が計画をされて収益が上がるということで、私も単純に万歳万歳というふうに思っていたところがございます。ちょっと不勉強だったなという気はしております。その後、固定価格による高額な買い取り制度というのは、最終的には国民、町民の負担に回ってくるということがはっきりと、当初から示されてはいたのだとは思いますが、そこら辺の認識が少し甘かったなという気がしまして、今回質問をさせていただいております。企業が新たに発電所を計画をされて、町内にこの一般的な企業誘致等のように、そこに雇用が生まれたりということがあれば、確かにメリットはあるのではないかなというふうに思うわけですが、この固定価格買い取り制度はほとんど、特に太陽光パネルの場合は、ほとんど雇用を生まないと、そして高額な買い取り価格によって生ずる利益というのはこの設置企業のみ流れてしまうというのがかなり大きな問題点になっているそうです。実際にドイツ、これは先進国と言われてますが、このドイツでも最近、段階的に買い取り価格を下げて、もうこれ以上、太陽光の売電を、買い受けるのを抑制しようといったような流れになっているようです。多分ですね、日本でも近い将来そういう流れになっていくのではないかなという気がしてるわけなんですけれども、どちらにしましても一定程度の負担が発生をすれば、私たちは払い続けられないといけないということが出てまいります。

冒頭の質問でも伺いましたが、やはり町営で、民間企業ではなくて町営で発電所を計画をして、そしてどんどん、言い方は悪いかもしれませんが、収益を上げてもうけて、それを配分をしていって、少しでも被害を減らしていく方向で考えていただきたいというのが私の真意です。先ほどの答弁の中で当面は計画はないという御答弁ではございましたが、多分毎年毎年買い取り価格制度、多分この先、急激には価格は下がっていきますし、適地があれば民間企業が触手を伸ばされるといいますか、計画もされると思います。

もう一度伺いますが、この町民への還元ということを念頭に置いた上でのさらなる計画というものが本当に考えられないものなのでしょうか。非常に難しいというふうに御判断をなさっているのか、重ねてお尋ねします。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。私はこの制度によって町の方に発電所を設置しないかという、こういうお話をいただきましたときに、当初は町のやる仕事ではないだろうと、少なくとも専門的な技術も知識もございませんし、町のやることではないという気持ちでのらなかったわけですが、しかしその後ですね、エネルギーの地産地消の必要性だとか、あるいはこの買い取り価格制度で今、景山議員が御指摘になったようなことにも気づきまして、これをその企業にゆだねてしまって、南部町が企業の利潤追求の場として用地を提供して、収益は中央に持っていかれてしまうというようなことについては、これはもう疑問を感じたわけですね。途中で気がつきまして、町の方でこれは発電所を建設して、そしてその収益は広く町民に還元していこうというようなことになって、今日の計画を進めてまいりました。したがって、基本線はそういうことですので、いいとなればもっと広げてもいいのではないかという思いはしております。

ただね、まだ第1号基も動いておらんというような状況でございますし、それと売電価格も1割ぐらい、政治の簡単な御都合で変わると、将来的に今、計画しても来年はまたもっと下がるかもわからんというようなこともありまして、もうちょっと見ながらいきた方がいいのではないかと。42円というのは一応示された数字だし、一応今のところはその42円で買っていただけるものと試算をしますと、建設費の回収もできて、利益が生まれると、余剰が生まれると、こういう試算でございますので、取り組んでおりますけれども、果たしてその38円が、さらに35円になり、30円になったりしたときにできるのかどうなのか、こういうことも見きわめていくべきであろうというように考えております。

○議長（青砥日出夫君） 景山浩君。

○議員（6番 景山 浩君） 将来的なことを見越してと、見てという御答弁でしたが、テレビ

のCMではないですけども、やるなら今でしょうという気が、私は非常に強くしております。ぜひこの、限りなくたくさんというわけにはいきませんが、住民に十分な利益分配ができる程度の施設を整備をぜひしていただきたいというふうに思うわけです。それで最終的に非常に買い取り価格が安くなってペイができなくなれば、そのときは仕方がないわけですけども、当面、まだある程度ペイが可能なところで新たな計画を立案をしていこう、向かっていこうとすると、今回送電線の関係で計画が途中大分引っ張られたということがあります。鶴田の地内はそういう問題があったということがわかったわけなんですけれども、じゃあ町内のほかのエリアとか、ほかの箇所で送電の問題が、送電線のことに関して問題がない、発電所設置することがすぐにでも可能だといったような、そういう場所はどこどこにあるかなとかというような検討、調査というものはされましたでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 企画政策課長、矢吹隆君。

○企画政策課長（矢吹 隆君） 企画政策課長でございます。今御質問いただきまして、ほかにできるような場所がないかというようなお話だったんですが、地形といいましょうか、その日当たりのいい場所ですとか、それから今回、2.9ヘクタールというような、1.5メガほどの規模、いわゆる広大な土地とか、そういったことであれば幾つかその候補はあるのかなと、町有地なり県有地、民有地、いろいろそれはあるんだろうなという気でもおります。

ただ、今おっしゃいました系統連系に係る容量のお話と違ってなかなかこれやはり調査自体を中電さんにしていただくものでございますので、じゃあここではどうなのか、あそこはどうか、なかなかすぐに中電さんも御返答を実はいただけないものでございまして、ある程度決まった段階で調査をしていただく。やっぱり調査をしていただくにはやっぱり費用も恐らく発生するんだろうというようなことだと思いますので、ちょっとそのあたりはまだこれからある程度決まれば、そういう調査にもなろうかと思えます。現時点ではまだそこまでの調査はいたしていません。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 景山浩君。

○議員（6番 景山 浩君） いろんな問題で事前調査をして、計画を立ててという、そういう流れで、今回の太陽光発電所の流れについては、ちょっと何かおかしいなと思えるところが私もありますし、多分皆さんもそう思っておられると思います。ある程度計画をつくってきて、それからじゃないとオーケーかベケかという回答が出てこないというのは、じゃあ3つも4つも連続してベケを打たれてしまうのかといったようなことは、ううん、おかしい話だよなというふうに、多分執行部の皆さんも、担当された方々も思っただろうなというふうに思います。

5カ所とか10カ所ぐらい、ここはどうなんですかという問いかけをかけると絶対に回答しないよといったような、そういう意思の明示みたいなもんでも電力会社からはあるもんなんですか。

○議長（青砥日出夫君） 企画政策課長、矢吹隆君。

○企画政策課長（矢吹 隆君） 企画政策課長でございます。今、御意見いただきました中電さんとの関係といいたし、仕組みでございますが、基本的な流れといたしましては、やはりある程度町の方で計画をして、それをそのまま中電さんと話を詰めていきまして、それを受けて中電さんがそこに系統連系をする必要が出てきますので、それから容量があるのかないのか、それからそれに係る、系統連系に係る工事がどうなのか、そういった流れになってございます。ですので、中電さんとそのあたりのちょっと関係といいたし、基本的にはやはり売電は、中電さん介してやることですので、そのあたりはちょっと中電さんの御意見というか、お考えをやっぱり踏まえないと、この太陽光エネルギーというのはなかなか進まないというのが実態でございます。

○議長（青砥日出夫君） 景山浩君。

○議員（6番 景山 浩君） これ以上ですね、電力会社との話をしてもなかなかこの場で結論も出ませんし、進展もないということもあろうかとは確かに思います。

少し話を別の方向に向けたいと思いますが、きのう同僚議員の一般質問に対して、バイオマス発電もお考えだということが出てきました。済みません、通告はしておりませんが、同じような関連になりますので、させていただけたらというふうに思います。

バイオマス発電も固定価格買い取り制度の中にも含まれている、再生可能エネルギーになろうかというふうに思います。ぜひそういった独自の発電を計画をして……。

○議長（青砥日出夫君） 景山議員、さわりだけでいいですか。

○議員（6番 景山 浩君） 私への答弁ではありませんでしたが、きのうの答弁、もう少しきょうの太陽光発電に関連づけるような格好で御答弁をいただけたらというふうに思います。

○議長（青砥日出夫君） 企画政策課長、矢吹隆君。

○企画政策課長（矢吹 隆君） 企画政策課長でございます。先日、昨日ですか、この議会の方でもちょっと議論になりましたバイオマス発電、実は私も余り承知はいたしておりませんが、木材ですとかそういうものも燃料にして水を熱しまして、それで水蒸気を起こしてタービンを回す、そういったものがバイオマス発電と言われるようなもののようにございます。近隣、ちょっと聞くとところによると中国管内、この都合、ちょっとどこか忘れちゃいましたけども、

その中でバイオマス発電をやってらっしゃるところもあるそうです。ですので、それがちょっとどういう規模、どういう費用対効果とか、ちょっとその辺がちょっとまだ勉強不足なことございますので、そのあたりはまたちょっと研究なりはしてみたいと思います。

ただ、バイオマス発電が直接ではないですけど、うちもいろいろ、そういう発電やっております、木質ペレットで冷暖房機を導入もいたしておりますし、それから太陽光パネル、住宅用の太陽光パネルにも発電、補助金も出しております。あときのうのお話にもありましたまきストーブですとか、そういったことにも、上限は10万円とか小規模ではありますが、補助金なんかも出しております。ですので、いろいろそういった施策を講じながら、どういう、どれが一番効果が高いのか、そのあたりは見きわめながら、また検討していきたいと思います。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。昨日はバイオマス発電ではなくて、三鴨議員さんの御質問で、この雇用をどのようにつくっていくのかという中で、バイオマスにも触れたと。我が南部町で施策として進めておりますまきストーブだとか、そういうバイオマスを使……。その燃料を雑木山から切り出してと、こういうシステムをつくったらどうかというような話を、雇用の関係で話させていただきました。発電のことはきのうは言ってなかったというように思います。

○議長（青砥日出夫君） 景山浩君。

○議員（6番 景山 浩君） 少々わきにずれたようですが、太陽光だけではなくて地球環境や今後のエネルギーの確保の問題、それと円が高くなったり安くなったり非常に不安定な状況です。私たちがある程度安定した自前のエネルギー源、資源を持つことが可能なのは、やはり足元、地元でそういうものを何割か、何%かは確保していくということは今後非常に重要だと思います。そしてその値段が安ければ、これもきのうから出ておりますが、企業の誘致とか、そういうものには非常に有効な手だてとなります。再生可能エネルギーで発電をしたその電力を低価格で供給をすることで、北欧の方あたりは企業誘致、相当たくさん企業の誘致をすることができたといったような例も結構あるようでございます。

最終的に私も含めてですけれども、町民の皆さんが安価で、安定的なエネルギーを確保できる、そして負担が大きくなり過ぎないというようなことも今までの行政の守備範囲ではなかったかもしれないけれども、これからは非常に大きく社会が変動をしてまいります。こういった私たちが生存していくためのエネルギーというものも行政の中に取り組んだような、そういった考え方で向かっていただきたいということをお願いをしまして、私の質問は終わります。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。せっかく御質問をいただきましたので、この際、ちょっと勉強してきたことを披瀝をいたしまして、町民の皆様にも施策として進めている木質バイオについて御理解を賜りたいというように思うわけです。

大体風力発電が設備の利用率が20%ぐらい、太陽光は12%ぐらいと言われておりまして、先ほど景山議員もおっしゃったように、この設備の利用率が非常に低いということが大きな問題であります。それに比較しまして、このいわゆるまきをたく、まきだきストーブですけれども、まきだきストーブが1台ありますと、大体ハイブリッド車四、五台分の二酸化炭素を、削減効果と同じ効果が出てくるということを言われております。太陽光パネルでいいますと大体2軒分、64平米ぐらいに該当するということですから、太陽光を設置してある家の2軒分ぐらいをまきだきストーブ1台で二酸化炭素の削減に貢献するということでありまして。

それから、大体年間に東北地方の方で6トンの、6立米のまきをたかれるそうですけれども、これは1,200リットルの灯油に該当する量だそうでありまして、1,200リットルの灯油に該当する二酸化炭素は約3トンと、3トンの二酸化炭素の削減効果があるということでありまして、ぜひこのまきだきストーブ、まきだきボイラーといった熱源を、豊富にあるバイオマス資源を活用して南部町の一つのエネルギー源にしたいというように考えておりまして、今、町でも施策として進めておりますので、これは先ほど申し上げたように、太陽光などよりもはるかに効率がいいということでございますので、この際、御披露申し上げて、御協力をいただきたいと思いますように思います。

○議長（青砥日出夫君） 景山浩君。

○議員（6番 景山 浩君） 御答弁ありがとうございました。繰り返し繰り返しになりますけれども、どんどん太陽光発電の事業、そのほかの新エネルギーの事業進めていただきたいと思います。ことを最後に申し述べまして、私の質問終わります。

○議長（青砥日出夫君） 以上で6番、景山浩君の質問を終わります。

○議長（青砥日出夫君） 続いて、13番、真壁容子君の質問を許します。

○議員（13番 真壁 容子君） 2点にわたって質問いたします。答弁よろしくお願いたします。

まず第1点目、慰安婦問題と憲法改定問題について問います。日本維新の会の橋下徹共同代表の慰安婦妄言が国内外から痛烈な批判にさらされています。この妄言の直接のきっかけが、侵略の定義が定まっていないとの安倍首相の発言への態度をマスコミから聞かれたことから出たことを考えますと、今の日本の政治の危うさを感じるのは多くの国民の共通する思いではないでしょ

うか。人道に対する罪はどの国であれ、いつの時代であれ非難されるべきであって当時は必要だったという容認論は最悪です。

折しも参議院選挙を前に、自民党の改憲案が改めて注目されてきています。この中には国防軍の創設など、改憲のねらいが明確に示されてきているからです。1月の通常国会の中で安倍首相は、憲法の改憲は96条から始めると答弁をし、今、このことが改憲に賛成の論者をも巻き込んだ形で議論が噴き出してきています。国の大もとをつくる憲法がそのあり方から変えようという動きがある中で、その地域の住民に責任を持つ地方政治に携わる者としても限界を明らかにしていくことは政治責任だと考えます。町長にこれらの点について見解を求め、現憲法を遵守する立場を明確にすることを求めます。

まず第1点、戦場では慰安婦制度の必要なことはだれでもわかる、慰安婦制度は日本だけではなく、世界各国の軍が持っていた、このようなことを平然としゃべり、国内外から人権意識や歴史認識からも大きく外れた発言に批判の声が上がっている橋下氏のこの発言と慰安婦問題についての町長の見解を求め、そして町民を代表して抗議していただきたい、このことを町長に求めます。

2点目以降は憲法問題に入ります。1993年の河野談話、これは慰安婦の関係の調査結果発表に関する内閣官房長官としての談話ということですが、この談話では、朝鮮半島などでの慰安所設定に対しては旧日本軍が直接、あるいは間接的に関与したことを認めて関係者におわびと反省の気持ちを示した、これが政府見解として河野談話ということが言われていますが、これについて、町長はどのように考えているか、お聞きいたします。

3点目、1995年の村山談話、これは戦後50年たった中での政府の公式見解として出された談話であり、この中で戦後初めて植民地支配と侵略について政府の見解明らかにし、諸国民に多大な損害と苦痛を与えたことを認めて謝罪を表明したということで、今もって政府の公式見解とされています。今このことについて侵略は定義はない、このような声が出ている中で、改めて注目されているのですが、この村山談話についての町長の見解を問います。

第4点目、先ほど出た、まず憲法は96条から、これは憲法を変える条項を緩和するという意見ですが、これについての町長の見解を、これはね、96条を変えるということについてどうかということについての見解を問います。

自民党改憲案、何よりも憲法9条第2項を改定し、国防軍を持つこと、このことが明確に示されてきた自民党の改憲案について、町長の見解を問います。

第6点目、恒久平和、国民主権、基本的人権を尊重する現憲法を遵守する立場に立つことを求

めます。

第2点目の問題です。ゆうらく無償譲渡の白紙撤回を求めて質問に立ちます。今議会にゆうらくを社会福祉法人伯耆の国へ無償譲渡する議案が上程されています。これまでの質疑の中でも町、法人双方からその必要性、なぜ今、無償譲渡なのか、このことが明確にされてきたとは私思っておりません。これまでも経過は見て、どう考えてもやはり先に無償譲渡ありきでなし崩し的にやってきた、幾ら批判的だと言われてもこのようにしか思えないのは私だけでしょうか。これに先立つ土地売却を含め、町民の利益を守る立場から改めて問い、今回の売却土地の買い戻し、無償譲渡の白紙撤回を求めます。

まず第1点、ゆうらくの無償譲渡の覚書、ここに覚書と書いていいのですが、経過をどう考えてみても、先に土地売却に伯耆の国がお金を出すことを考えれば、町とゆうらくの間で何らかの話し合いがあったのだと考えるのが自然だというふうに、ところに行き着きました。恐らく何らかの形を交わしていたのではないか、これについてどのような内容を交わしていたのか、いつ交わしたのか、日時、内容について説明を求めます。

第2点目、法人の資産形成が町民の利益にどう役立つのか、これについては町長はこれまでも無償譲渡する中で法人の資産形成並びに法人の経営規模の拡大等の文言が出てきております。これについて問います。

第3点目、現行は指定管理制度で町の土地、建物で管理運営を行ってきました。このどこにこのような管理運営を継続し続けることができないというふうに町の方では考えたのかということをお聞きいたします。

4点目、土地売却に際し、行政財産の用途廃止のあり方、入札のあり方について、再三これまでも問題になってきました。改めてこの点について問います。

5点目、無償譲渡に当たっての町の損失をどのように考えているか。

6点目、売却土地の買い戻し、無償譲渡の白紙撤回を求めます。

以上、答弁をお聞きして、再質問いたします。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 真壁議員の御質問にお答えをしてみたいです。最初に慰安婦問題と憲法改定問題について問うということでございます。

橋下氏の慰安婦発言と慰安婦問題についての町長の見解を求め、町民を代表して抗議することを求めるという趣旨であります。5月の13日に当時、慰安婦制度が必要だったことはだれでもわかるなどと発言した橋下市長の慰安婦発言問題が大きな波紋を呼んで、新聞やテレビなどで報

道されましたが、必ずしも真意が伝わっていないということで、5月27日に日本外国特派員協会で会見を行われました。27日の会見では、戦場の性の問題は旧日本軍だけが抱えた問題ではない。第二次世界大戦中のアメリカ軍やイギリス軍、フランス、ドイツ軍、旧ソ連軍、その他の軍においても、そして朝鮮戦争やベトナム戦争における韓国軍においてもこの問題は存在しましたと述べられ、日本ばかりではない、なぜ日本ばかりしていたことのように言われなければならないのかという趣旨の会見だったように報道で知りました。

この会見を受けて、評論家の田原総一郎さんは、自身のブログで以下のように述べておられます。理屈としてはわかる、だが、ちょっと待ってほしい。慰安婦問題で日本を非難するのはどの国なのか、韓国だけだ。では、なぜ韓国だけが非難するのか、日本がかつて韓国を植民地にしてきたことへの恨みのあらわれである。このことは間違いないだろう。韓国を植民地化したことについては、1965年の日韓基本条約で解決している。賠償などの問題は政治的に解決済みなのだ。ただ、人の感情は容易に割り切れるものではない。足を踏んだ方は忘れても、踏まれた方はいつまでも覚えている。悪感情はなかなか消えない。これが人間というものなのだろうと。韓国の日本に対する恨みは事あるごとにさまざまな形で浮かび上がってくる。その象徴が慰安婦問題なのだ。他の国もしていたことという橋下さんの発言は間違いではない。だが、今回は日本と韓国との間の歴史的な問題が背景にあるのだ。橋下さんはこの会見でその根っこの大事な部分に触れなかった。一方、マスコミも一切その点を突こうとしなかった。橋下さんは根っこの部分までわかった上で発言したのだろうか。国内的にも国際的にもこれだけの大騒動になるという覚悟を持って発言したのだろうか。僕は疑問を感じざるを得ない。

以上が政治評論家の田原総一郎さんのブログの内容ですが、私もこのように感じました。韓国大統領のアメリカ訪問に前後するこの時期に、あえてこのような発言をする必要があったのか、大いに疑問を感じるところでございます。橋下市長はみずからの発言についての報道は正確ではない、真意が伝わっていない、報道にやられたと言われておりますし、某新聞社は事実を伝えていると水かけ論となっております。直接聞いたわけではないので、いずれが正しかったのか、私にはわかりません。町長として抗議することを求めるということですがけれども、このような状況でありますので、それは適切ではないと思います。また、従来から地方の一首長、首長、一政党の代表者の発言に思うところはあっても一々意見を申し述べることは行っておりませんので、御理解をください。

次に、1993年の河野談話についての見解を問うということでございます。1993年、平成5年8月4日、宮沢内閣総辞職の前日に、当時の河野洋平官房長官が発表した慰安婦関係調査

結果発表に関する内閣官房長官談話のことです。これは第二次世界大戦中、朝鮮半島などでの慰安所設置に旧日本軍が直接、あるいは間接に関与したと認め、生活は強制的な状況のもとでの痛ましいものとして、慰安婦狩りのようなものに限らず、全体としての強制性を認め、心身にわたりいやしがたい傷を負われたすべての方々に対し、心からおわびと反省の気持ちを示したものです。

しかし、この河野談話にはさまざまな批判や反論があり、評価は一定ではありません。特に河野談話作成に深くかかわった、元内閣官房副長官の石原信雄氏は、韓国側の要請で約2年間調査したが、旧日本軍による強制性をうかがわせる資料は一つも見つからなかったと述べておられる姿が、字幕つきでネット上で紹介されております。石原氏によると、河野談話の甘言、強圧という表現は資料ではなく、聞き取り調査に基づいたものだといいます。では、なぜあえて女性の言葉だけを根拠に強制性を認めることにしたのかということですが、これに石原氏は、韓国側は彼女たちの名誉の問題だから、それを認めてもらえば、それで韓国側は結構ですと、要するに賠償問題というのは日本政府に要求しませんと、当時の韓国政府ははっきり言っていた。当時の関係者、外務省の連中も私も聞いている、最近になってこれをまた蒸し返されるというのは、当時の関係者からすれば心外な話ですねと語っておられ、河野談話は韓国政府との外交取引の結果であるということをうかがわせます。このようなことから、町長としての見解を述べることはできませんので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、1995年村山談話についての見解を問うということでございます。村山談話とは、戦後50年に当たる1995年8月15日、終戦記念日に村山総理が公式談話を発表し、日本は植民地支配と侵略によって多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大な損害と苦痛を与えたとして、痛切な反省の意と心からのおわびの気持ちを表明したものであります。この村山談話については、歴代内閣において引き継がれてきていますので、我が国の公式見解であると思います。しかし、侵略戦争であったと単純に言われると納得しない人が少なからずあり、特に政治家の場合は批判的な言動が報じられることがあります。私は時の政府において国家安全保障や外交など、さまざまな取り組みの最後の結果としての戦争であって、侵略戦争の一語で片づけられたら戦死者や御遺族、捕虜となって苦しんだ兵士、銃後の守りをした多くの国民の皆様の感情からは少し離れたものになるのではないかと思います。

次に、96条の改定についての見解でございます。憲法96条は憲法の改正手続を定めたもので、各議員の総議員の3分の2以上の賛成で、国会がこれを発議し、国民に提案してその承認を得なければならないと定めてありますが、安倍総理は、憲法を国民の手に取り戻すとして、憲法

96条の改正に着手したいと表明しておられます。戦後70年近く経過して、我が国に平和と繁栄をもたらしたすばらしい日本国憲法ではありますが、周辺諸国との関係、グローバル社会の到来、少子高齢化、人口減少社会、地方分権、地域主権など、時代の変化を踏まえ、時代に即してさらなる平和と繁栄を構築できるものに改正してもよいのではないかと考えます。積極的な改正を主張するものではありませんが、このような観点から96条に定める各議員の総議員の3分の2以上の賛成というハードルは少し高いのではないかと考えています。戦後の改正回数を拾ってみました。アメリカが6回、フランスが27回、イタリア15回、ドイツは58回改正を行っておりますと伝えられております。

次に、自民党の改憲案についての見解を求めるといってございませぬ。自由民主党は日本国憲法改正草案を発表して、夏の参議院選挙において国民にその信を問うということを取り組んでおられます。主要な改正点については、国旗、国歌の規定、自衛権の明記や緊急事態条項の新設、家族の尊重、環境保全の責務、財政の健全性の確保、憲法改正発議要件の緩和などをうたい、時代の要請、新たな課題に対応した憲法改正草案となっているとしています。この改正草案についての見解をお求めでございませぬ。

ざっと目を通してみますと、現憲法第2章、戦争の放棄の9条については、第2章、安全保障とされまして、現憲法は戦争と武力による威嚇や行使は永久に放棄する、戦力を保持しない、交戦権を認めないとしていますが、改正草案では国権の発動としての戦争を放棄し、武力による威嚇や行使は用いないとしていますが、2項で自衛権を認めています。また、新たに国防軍の保持がうたわれ、現行憲法では所在があいまいな自衛隊は国防軍としての位置づけがなされています。

その他、現行憲法で公共の福祉とされている部分が、公益及び公の秩序に変更されています。社会一般の公平性を保持する原理としての公共の福祉から、国家の利益、国家の秩序を意識したものへと変えられていると思います。

83条では財政の健全性の確保が新設をされております。92条の地方自治については、現行憲法よりも内容が充実しております。現行憲法は、地方公共団体という表現で、地方自治を使用していなかったのですが、草案でははっきりと地方自治体と表現されて、地方自治の進化に対応したものへと変えられています。

全部を読んで比較したわけではございませぬけれども、以上、紹介したような変更部分、新設条項などを見ますと、時代の変化に対応しながらも、伝統的な自由民主党の考え方である家族や国家といった復古調の草案となっているように思います。国家を随分意識したもので、個人の上に国家がかぶさっているのではないかというのが私の印象であります。

6番目に恒久平和、国民主権、基本的人権を尊重する現憲法尊重する、遵守する立場に立つことを求めるということでございます。先ほども申し上げましたが、国政において時代の変化などに対応すべく、場合によっては憲法を改正してでも我が国のさらなる発展を期していくことは、国政に参画するものの大切な仕事であります。政権与党がその責任を果たすため、憲法改正草案を発表して、国民に信を問うということは自然なことであり、その中において、恒久平和、国民主権、基本的人権を尊重するなど、現在の憲法が高らかにうたい上げた普遍的な価値は当然継承し、さらに発展されるべきものであると考えております。先ほど印象を申し上げましたが、草案は各党間で大いに議論され、最終的には国民の判断にゆだねられるわけであり、その過程でさらにより洗練されたものに仕上がっていくものであらうと考えております。

次に、ゆうらくの無償譲渡でございます。まず真壁議員は、ゆうらくを社会福祉法人伯耆の国に無償譲渡することについて、なぜ今、無償譲渡なのかが明確にされてこないとか、先に無償譲渡ありきのなし崩しのやり方だと言われますので、最初にそうではないということを改めて申し上げます。

ゆうらくの無償譲渡については、平成23年8月の議会全員協議会の場で亀尾議員の御質問に始まって、同年9月定例議会の一般質問から毎回のように議会の一般質問で御質問を受け、その都度説明をしまりました。その結果、議員各位の御理解をいただき、平成24年3月議会で土地売却の議決と、売却収入を計上いたしました平成25年度、今年度ですよ、4か、もとい、売却収入を計上した平成24年度当初予算を議決いただいております。疑問にはお答えをし、将来構想もお話しして審判を仰いだのですから、無償譲渡ありきでもなし、なし崩しのやり方という御批判は当たらないと思います。

さらに昨年の町長選挙では、相手候補の方がゆうらくの町有地は買い戻すというマニフェストを発表されました。私は選挙公報でゆうらく施設の伯耆の国への譲渡について、町民、町、伯耆の国、三者にとって最適な方法と訴えてきましたので、政策の是非を問った選挙でもあったと思っております。その結果、圧倒的な御指示を賜り、再選させていただきましたので、自信を持ってマニフェストの推進を図っているところであります。この問題については、大きな方向性については決着がついたと、問題であると考えていますので、本来はその方向性の上に立ってよりよい福祉の推進などに議論をしたいと思っております。

では、1つ目のゆうらくの譲渡に関する覚書についての御質問です。3月議会で議決をいただきましたので、平成24年4月1日付で覚書を締結しました。伯耆の国からは3月30日に、前年度に1億8,000万円の寄附を受けております。

覚書の内容ですが、一つは将来的な修繕計画と大規模修繕の費用負担について十分な協議を行うこと、あわせて今後の修繕に対する経済支援についても協議することを確認しております。そして最後に課題とする協議が合意に至っても、南部町議会の承認が得られなければ譲渡ができない旨をうたっております。

この覚書を締結するに至った経緯は、平成24年3月議会において、ゆうらくの土地売買についての議案を御議論の上、御承認いただきました。その際にも申しましたとおり、本来であれば土地と建物を一体として譲渡することが本意であります。建物に関して修繕工事に大きな課題があることから、土地の売却を先行して契約させていただくことをお願いし、議決をいただきました。したがって、残った課題を早期に解決し、施設譲渡の計画が少しでも早く皆様にお示しできるように、町と伯耆の国が一丸となって取り組んでいくことを双方が確認したものでございます。

2点目でございます。法人の資産形成が町民の利益にどう役立つかということについては、これまで何度も説明してきたとおりでございます。連合の管内で、南部箕蚊屋広域連合、介護保険をやっている連合でございます。この連合の管内でグループホームがないのが南部町だけだったために連合の事業計画に南部町内にグループホームの建設が位置づけられ、伯耆の国にお願いすることになりました。伯耆の国は設立以来、健全経営をされてきていますが、不動産など資産を持たない法人であるために銀行融資などが受けられません。そこで土地を売却して資産を持つことによって融資を受け、グループホームの建設をしていただいたのであります。財政的に厳しい町は約2億円の投資を伯耆の国が代行してくれたことで随分と助かったということですが、住民の皆さんから見れば、町外のお方も利用される施設に町が税金を使って建設してまでサービス提供しなければならないのかという疑問も生じるのではないかと思いますから、町民の皆様にも利益があると思えると思います。また、伯耆の国は町が出捐をして設立した法人で、町と二人三脚で南部町の福祉を進めていくパートナーという立場にあります。パートナーが自立してくれば一層の福祉施策の推進が図られるものと期待できるのですから、結局、町にも、町民にも伯耆の国にもメリットがあると考えられるわけでありまして。

3番目に現行の管理運営を継続できないとした理由をお尋ねですけれども、指定管理による運営が継続できないと申し上げたわけではございません。ゆうらくを伯耆の国に譲渡した方が町も町民にも伯耆の国、それぞれに利益があるから譲渡すると何度も説明してまいりましたとおりでございます。

4番目、土地売却の手続の流れは行政財産であるゆうらくの土地を行政財産用途廃止決議書に

より、普通財産にして土地評価を行い、入札にするのが一般的でございます。このたびはグループホームの建設が先行したことから、議会に事情を説明して土地を普通財産として伯耆の国へ売却し、建物の修繕など協議が調い次第、建物も無償譲渡する前提で事務を進めてきたわけでございます。土地と建物を一体として譲渡することについては、伯耆の国の方も了解をいただいて、現状の土地の利用目的が変わることなく、利用者に御迷惑をかけない方法をとらせていただきましたので、御理解を賜りたいと思います。土地の売却に当たって入札を行わなかったのは、ゆうらく建設と社会福祉法人伯耆の国の設立の経緯から、これまで説明してきたとおりでございます。

5番目、ゆうらくを無償譲渡するに当たって町の損失はございません。ゆうらくを有償譲渡すれば、多額の補助金の返還をしなければなりません。多くの南部町民が利用されている施設の補助金は町であれ、伯耆の国の所有であれ関係なく、町民の皆様がいただいた補助金だと思っております。ですから有償譲渡によって国、県の補助金を返還するという事は、町民の皆様の損失でありますので、補助金返還のない無償譲渡を進めるものであります。

6点目、最後に売却土地の買い戻し、無償譲渡の白紙撤回を求められておりますけれども、町としてはこれまでも説明してまいりましたように、町、伯耆の国、住民にメリットがあると思うからこそゆうらく譲渡について提案させていただいております。どうぞ御理解をいただきたいと思っております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） まず1点目、町長から慰安婦の問題と憲法改定問題について答弁をお聞きしました。

まず1点目に橋下氏の慰安婦の発言問題については、田原氏のね、言葉をもって自分もそれに近いのではないかっていうふうに言われたんですけども、今回このことが世界や日本の中で問題になっているのは、慰安婦制度を公的に、組織的に行ったということが、歴史的にも、彼が言ってるように、よその国にたくさんあったのではなくって、世界的にも組織的にあったと言われてるのは、旧日本軍とドイツのナチス政権のときだけだと。これがね、学者等の中でも言われていることなんです。それでこの慰安婦の問題は、国連の中でも問題になっているのは、やはり人間としての人格否定の問題があることと、日本でいえば政府の見解として、公式に認めてきたことが今、覆されようとしている中で、政治家それぞれが問われていることだというふうに私思うわけなんです。それで町長にお聞きいたしますが、この問題については、何が本当かわからないと言うのですが、次のね、問題にもかかわるんですけども、であれば、慰安婦制度というのが日本軍がね、やってきた、橋下氏が言った、どこの、どこでも戦時中はあることだ、こう言っ

たことについての町長はどういうふうに思われましたか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。私はその戦争というものを体験しておりませんし、もちろん今の時点でその当時のことを推しはかるといいますか、想像をしてお答えするしかないのですが、あんまり私の気持ちを聞かれても意味がないことではないかというように思うわけです。

先ほど田原総一郎さんのお話を紹介しておきましたけれども、慰安婦制度などという女性の人権を無視したような制度としてそういうものがあるということは、これは非常に大きな問題だというように思います。橋下さんは特にいわゆる風俗業ということ、アメリカの沖縄の司令官が何かにお話になったということで、結局その当時の話と今の話をごっちゃになって話されておるので、私もその辺がちょっと直接聞いてみると、本当のところはわからんというのがあります。風俗業の活用、きっとこれは沖縄でアメリカ兵の暴行事件などが多発して、県民の震撼に触れている、そういう現状からそういうことをお話になったのではないかなって思うわけですが、結局その根底にはそういうものを認める、女性の人権を軽視しているようなものが流れているのではないかというように感じます、風俗業の発言は。

それから、それとあわせて慰安婦問題についてお話になっているわけですから、どこの国もやっとながなど、日本ばかりではないというようなことをおっしゃっておられますから、根底に当時と今とは違うというものの、女性の人権についての感覚というのが欠けているのではないかなというように感じるわけです。

○議長（青砥日出夫君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 女性に対する人権だけではなくて、人間に対する人権ですよ、尊厳が傷つけられた言葉だということで、私は町民を代表してね、政治家としてこういうことはあるまじき発言であるということを町長に抗議していただきたいと、そのことを再度求めておきます。

次に、この背景に出てきたのが、どうしても今の安倍政権の、安倍首相が侵略の定義はないとか、慰安婦問題についてもどこまで本当かわからへんというようなこと言ってることが背景にあるのではないかということが指摘されています。93年の河野談話についても町長は中身についておっしゃられましたが、異論が、さまざまな意見があるということで韓国との国交問題で言ったのではないかと、こういうふうに言っていますが、この河野氏はその発言の後、インタビューに答えて、確かに強制されたと、強制連行されたというような文書はないけれども、政治家とし

て考えたら政府が強制連行をしたというような文書を書くはずがないんだと。だからそういうふうに訴えてこられた方々の話を聞いたときに、何が本当かということが、当事者から聞いて初めてわかるものなんだと、こういうふうに本人自身が反論しているわけですよ。それで私は地方の政治家といえども、少なくとも今このことが政府見解としてあるということは、それを尊重するという立場に立つというのが町長のあるべき態度ではないかと思うんですよ。同時に村山談話にしてもしかりです、植民地支配と侵略を初めて認めておわびを言った、この立場に立つし、これが政府見解だということの認識は町長ありますか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。河野談話については、その下で働いておられたというんでしょうか、官房副長官の石原さん自身が韓国政府との外交交渉の結果のようなことをうかがわせる発言をなさっておられます。現にそういうテレビ、字幕つきでありましたので、外交交渉なら事実は別の話だなというぐあいに私は考えました。したがって、これはそのまま取り上げて論評するというようなことにはならないというのが私の考えであります。

それから、村山談話は歴代の内閣がそれを踏襲して尊重するというをおっしゃっておられますので、日本政府としての公式な見解であろうと、小泉さんも言っておられますので、きっとそれは公式な見解ではあろうというように私も思うわけですがけれども、先ほども申し上げたように、せっぱ詰まって最後の手段としての戦争ですから、きっとそれまでにはいろいろな安全保障上の問題とか、さまざまな外交努力だとかいろんな問題があったに違いないと思うわけです、その当時ですね。したがって、そういうぎりぎりの選択をして命がけで戦った戦死者やあるいは御遺族、捕虜になって外地で長い間辛酸をなめた人、さまざまな人が侵略だったって聞けば、本当にその一言で片づけられるのかなと。残念な思いがするのではないかと、国のために命をかけてまでやっているのに、後の政府が侵略という言葉で片づけてもらっても困るのではないかと、残念な思いがするのではないかとということをお先ほど申し上げました。私はなぜこういうことを言いますかいうと、マッカーサーが日本に来て、戦後の統治をしたわけですがけれども、その後、アメリカに帰って、昭和26年5月3日にアメリカの上院の委員会で、軍事外交合同委員会とかなんとかいう委員会で、証言をなさっているわけです。戦った相手の親分が議会で証言をなさっておられます。ちょっと紹介しておきたいと思います。

日本は絹産業以外には固有の天然資源はほとんど何もない。彼らは綿がない、綿ですね、羊毛がない、石油の産出がない、すずがない、ゴムがない、それら一切のものがアジアの海域にあった。もしこれらの原料の供給を断ち切られたら、1,000万から1,200万の失業者が発生

するだろうことを日本人は恐れていた。したがって、彼らは戦争を始めた動機は大部分が安全保障に迫られてのことだということを言っております。

日本が侵略を目的として戦争をしたのではなくて、自衛、安全保障だったと、戦った相手の国のマッカーサーが言っているのをごさいますから、日本人がこの侵略戦争を始めたというフレーズだけで物事を仕切るとするのは私はちょっと無理があるのではないかと、このように考えております。ただ、戦争を通じてアジアの皆様方に、とりわけ大変な御迷惑や苦しみをかけたと、その一端を担っているわけですから、大いに反省もしなければいけないというように思っております。

○議長（青砥日出夫君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長とね、憲法問題と慰安婦問題してて、村山談話わかるけれども、やっぱ河野談話、慰安婦問題についてはやはり慰安婦制度の問題の歴史的事実と、国連とかね、国際世論の中では、この日本が行った慰安婦設置の問題がどんなふうに抗議されているのかってところがね、私はちょっとそこの認識がないこと、ちょっと残念だなと思ったのと、先ほどはあの戦争は侵略を初めとしたのではない、安全保障だっていうんですけども、どこの国に、よその土地に行って、武器持っていこうとか、安全保障になるんですか。これも今の日本、日本でなく世界の常識ではそういうことは通用しない。残念ながら私は町長と年幾つ違うのかわかりませんが、戦後ね……（発言する者あり）私が質問していますよ、とめて。しゃべらせるのとめて。

○議員（10番 井田 章雄君） 町政一般の質問ですかね。これはちょっと町政とかけ離れてるんじゃない。ずっと今聞いとるんですが……。

○議長（青砥日出夫君） 通告を受けておりますので、この部分について、見解というか、実質的には町政一般に対する質疑ということにはなるわけですが、ただ、受けてあれをしておりますので、極端な町長の、拒否があれば別ですけども、そうでない限りはこのまま続けてもいいというふうに思っています。

○議員（13番 真壁 容子君） 議事進行ですね。町長、安全保障、侵略ではないっていうことが、少なくとも歴代の自民党の政府、民主党にかわっても、村山談話を尊重して侵略を認めてきているわけですね。侵略の定義も今までにしてもはっきりとしているわけですけども、マッカーサー氏がどう言ったってということ上げているんですけども、私は少なくとも町長が言われたようにね、最後の、最後の手段としての戦争になったということをおっしゃってるんですけども、そういうやり方をやめましようと言ったのが、21世紀の世界の流れであるし、日本国憲法ではな

いでしょうか。どのような手段であれ戦争に持っていくことについては断固認めないのだと、これが戦後の日本国憲法の本質ではないのでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 質問ですか、それは。

○議員（13番 真壁 容子君） はい。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。先ほど申し上げましたように、村山談話は歴代政府が、内閣がこれを継承しておりますので、それは日本国としての見解であろうということを申し上げております。それから侵略で全部片づけられるだけの内容ではない、もっと大きな内容があるのではないかと、先ほど申し上げました。そういうことは一方ではマッカーサー、戦った敵の大將がそういうぐあいによっておりますから、日本は侵略のためではなくて、安全保障の、国家安全保障のために戦ったということをマッカーサーが言っているわけですから、侵略ばかりでは片づけられないなという思いであるということを行っているわけです。もちろんあなたがおっしゃるように、よその国に行き戦争するなんていうことをどんどんやろうなんていうことを考えているわけではございませんよ。誤解をしないようにしてください。議論の中でそういう話をしているということでございます。

○議長（青砥日出夫君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） ここに、なんぶSANチャンネルがね、シリーズこの人に聞く、戦争体験で、10数名の方々の、町内の戦争体験の、皆さん、見られましたよね。これ持ってきた方が、このシリーズが非常によかったと、議長経験者の方、いらっしゃるんですよ、この方々も含めて、すべて戦争でのときのこと話しして、これらの方々がすべてどういうことを言ったかという、あの戦争は何だったのか、戦争というのはむごいものだと、絶対したらいけないと言ってるんですね。この次の世代を担う私たちが、彼らが経験してきたことですよ、それを引き継いでいこうと思ったら、まずあの戦争は何だったのかということを事実をはっきりと認めて、二度とこういう戦争が起こらないようにすることについていえば、歴史の事実をしっかりとかうというのが日本国民の、私は役目だというふうに思うんです。そういう意味でいえば今の町長の言葉は、侵略だけじゃ済まされないってことは、あの戦争については侵略性があったということをも当然認めているという前提でお話をさせていかなければ余りにも寂しいですから、そういうことで進めていきます。

次に、96条の改定問題です。町長は憲法は変えてもいいのではないかとおっしゃいました。私たちも本当に国民が、すべてが今の日本国憲法どうしようっていうふうに変えていくというこ

とは起こり得るような時期が来るかもしれないと思っています。しかし、今、96条、とりわけ先に変えようとするのは、町長はよその国でもいろいろあったというふうにはね、変えることあったんだから変えてもいいんじゃないかっていうんですけども、日本の、日本国憲法が定めている3分の2条項というのは、世界から見ても決して低い内容ではない。アメリカなどは3分の2だし、州でも国でもそれを決めないといけないことになっている。イタリアなんかでは時期を置いて同じ政権の段階で2回とも3分の2を経て、それから国民投票に持っていくっていうようなことしているわけですね。決して低い内容ではないということと、なぜこれが3分の2条項になっているか、町長どう思われますか。

憲法の96条というのは、根本的には憲法というのは公務員というのは、首長も初めて、日本で公務員になってる方々は憲法遵守ということの立場で今、仕事についてるわけですね。ちなみに日本国憲法というのは公務員は守る義務を課していますが、国民には守る義務を課していない。そういうことから見れば、改憲論者の小林節という方が、総理大臣が憲法を変えようというのは、それこそ憲法違反ではないかと怒ってるんですよ、国民が言うならともかく、彼らは憲法を守らないといけない方の立場ではないか、時の権力者が容易に憲法を変えることのないように、権力を持った者は変えやすいですからね、だから3分の2以上で国民投票を課している、これを立憲主義というのだというのを私は中学校のとき学んだんですよ。町長、学ばれたでしょう。だからその96条を変えようということは、これは憲法を変えるのではなくて禁じ手なんだというのが憲法論者の意見であるし、改憲論者の意見でもあるわけですね。少なくとも私はここは町長と一致したいんですよ。余りにもそれに今の自民党のねらいは、石破さんが前に言ったように、自分たちのねらいの最大は憲法9条だって言ってるんですよ。そこを柵に上げて、今憲法96条を変えやすいところから始めるというのは余りにもこそくな態度だと思いませんか。これには9条を変えた方がいいと言う人も含めて、今のやり方いけないと言ってるんです。町長いかがでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 新聞で読みましたけれども、憲法は政府を縛るものだと、国民を縛るものではないということがあって、あっ、そうかということに改めて思ったわけですけども、いわゆる国家のあり方というものを根本的に規定する最も大切な法律といいたいまいしょうか、これを憲法と言っているというように思うわけですし、これを、先ほども申し上げましたように、イタリアでしたかいな、ドイツですか、もう何十回も変えておるといようなことは、これは法律、国家のその基本というようにことからいうとどうなのかなという思いも、ドイツが58回ですね、

フランスが27回ということですから、思うわけです。しかし一方で、法律に基づいて国を運営している法治主義というのが案外ヨーロッパやアメリカではあると。日本は案外慣行というんでしょうか、現場の状況に合わせて法律を運用、解釈してやっていくような国民性といいたいでしょうか、民族性があるように聞いております。そういうことですから、日本の場合はそんなに変えなくても、あの自衛隊でさえ、自衛隊というような名称を使って存続させてる、憲法上の根拠は何もありませんよね、憲法上の根拠は私はないと思っておりますけれども、しかし現実には戦力を保持せんといっても戦力を持って、お金を使ってやっていると。それを国民は特に憲法改正というようなことには結びつけずに受け入れているわけでありますから、そういう実態から見てもやっぱり法律でどこまでもやっていく国と、それから運用だとか解釈だとか、そういうことやっていく国との、民族の違いがある、そういうように認識をしております。

改正なんですけれども、そこまで上手にということなんですけれども、運用などでやっても私は限界があると思うんですよ。戦後70年近くたって、もうほころびが来ている、右と左のつじつまを合わせるための理由がもうなくなってきたというような気がしております。ですから憲法を絶対にこれを変えてはいけんということではなくて、もうちょっと国民の間に憲法についての認識を高めていただくためにも、憲法問題を俎上にのせて、正々堂々と主張している、私は自由民主党も、それから護憲でやっていかなければいけんという日本共産党などもいずれも国政においては、私は責任を果たした対応ではないかと、このように思っております。

ですから町長の個人的なことを聞かれますと、やっぱり日本国民はそんなにあほではないと思っておりますので、改正をしても運用で、あるいは現場に沿った対応の仕方でやれるだろうというように思います。しかもこれは改正手続ですから、その後において国民の中で大いに議論が盛り上がり、そして国民投票というような最終的には話になるわけですし、それを全部ふたを閉めて、ふたをして議論もさせんというのは私は国民にとって、日本国にとって不利益ではないかと思っております。

○議長（青砥日出夫君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 私は町長と論議したいのはね、憲法の中身の問題と、それから今言っているのは正々堂々と論議すればいいって、それ大賛成なんですよ。今、96条を変えようとしているのは、正々堂々の論議ではなくって、中身のどこを変えようかではなくって、変えやすくしようとしているところに、一番手をつけたらいけないところに公務員が手をつけようとしている。このことについては、私は憲法を遵守して仕事に当たっている公務員の皆さん初め首長等は、このことに対しては異議の声を上げていくというのが、今やらなければならない時期だと

いうふうに私は考えています。

それで先ほど、次にあと行きたいので、行きますが、自民党の憲法草案については、町長は多分に復古調を感じると。多くの人たちは自民党の憲法草案を見れば、自民党が何を考えているかよくわかる、国防軍の問題、それから町長が言われた基本的な人権ではなくって、個人の上に国家を置く、まさしくその内容なんですよ。そこが非常に心配だというふうに言っている。それを中身を、そういうことを言わないで96条を変えて、今、国民が言っている憲法違反ではないかと言われている小選挙区制度で多数を占めて変えようとしている、これは世界的に見ても、アジアで見ても今、日本の政治の危機を言われているのは、私は国民が声を上げていかなければならない時期だというふうに思うわけなんです。そういう意味でいえば、町長とはさまざまなことで意見が違いますけれどもね、この憲法問題と96条の問題については、少なくともそういうやり方ではなくって、本当に変えたいというのであれば、9条のどこを変えたくて国防軍にしたいんだと自民党ははっきり言えばいいじゃないかっていうことを言うべきだというふうに思うんです。

そういうことでぜひ声を上げていただきたいと思うのと、最後に、私は、先ほど見た、このなぶSANチャンネルを見させていただきまして、彼らの苦痛の経験にこたえていく私たちの任務とは何なのか、それは今の戦後、自民党が経済成長を支えてきた、先頭に立ってきましたけれども、その大もとに立ったのが憲法9条で戦争を放棄し、軍事費にたくさんのお金を使っていかなかったことにあるのではないかと自民党の方々も言っておられます。そういうことを考えれば、今、このときに憲法を守って平和、それから基本的人権、こういうことを守る、憲法を守ることが私はこの町内でも戦争を体験してこられた方々に対する大きな責任ではないかと思うのですが、その点どうでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。真壁議員の持っておられる戦争体験を語る、私も全部見たわけではございませんけれども、とにかく悲惨というような言葉では片づかんほどむごいといひましようか、言葉ではあらわせんほどのものだと、戦場というのは、戦争というのは、絶対に戦争は避けなければいけないということでもあります。これはもう共通認識でどこで言っていたいても結構です、南部町長はそう言っておったということを書いていただいても結構でございますが、そこから先がね、例えば近隣諸国で、沖縄県は我が国の領土だというようなことを堂々と国際社会に向かって言う国もあるように変わってまいりました。国際情勢も大きく変わると、70年近くこの我が国の繁栄を築いてきた日本国憲法が、今後もまたさらに50年とか100年とか、この国際社会の変化などに対応して機能し続けるかどうかといえ、疑問な点もあるわけ

です。

自由民主党はその変えたいことを隠してというようなこと、おっしゃいますけれども、私は何も党員でもないし、自民党の味方でもないわけですけど、私は日本国憲法改正草案というものを自由民主党が公表して、そして全条にわたって自分たちの党の考え方はこうであるということを堂々と主張なさっておられますから、私はこれは立派なことだというように思っております。日本共産党もぜひこういうものを出されて、自民党のものとのどこがどう違うのかということをやられたらどうでしょうか。憲法を守るので改正する必要がないから、そういうもんは出さんとおっしゃるかもわからんけれども、現にそういう近隣諸国の状況なども変化してきていますから、やっぱりそういう状況に合わせた国家の体制、国の体制というものは持たないと私はいけんのではないかなと、戦争はいけませんよ、戦争をしてはならん、ならんけれども、しかしそういう独立国としての体制というものは整えて、基本的人権や平和や経済的な繁栄をこれからも引き続き願っていくと、つくっていくと、こういう立場が必要ではないかというように考えております。

○議長（青砥日出夫君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 憲法改正案ですけども、共産党も対案出せばいいじゃないか。共産党は、日本共産党の綱領の中で、日本国憲法を全項目を遵守すると、そういうふうに言っています。私が共産党に入ったのも、日本の政党の中で中学校、高校で学んだ日本国憲法を守るような人間になりたいと思っていて、それに一番近いことを言っているのが日本共産党だという点で、ちなみに私たちは、日本共産党はね、恒久平和、国民主権、基本的人権って言ってますけども、この中に地方自治も日本国憲法の中ではきちっとつけ加えられていると。町長が今おっしゃった自民党の草案は地方自治が進んでるって言うんですけども、自民党の草案では、国の責任として地方自治の中では経済的なことだけではなくて、住民自治の問題も言ってるんですけども、自民党の草案の中には自立自助と地方自治体同士が助け合い、国の責任がなくなってくる明記のされ方をしています。そういう意味でいえば私たちは今の段階で必要なのは、今の日本国憲法の全項目を遵守するという立場に立つことが日本国民の将来にとって一番大事だというふうに考えているということです。ぜひとも町長にもそういう立場に立っていただきたいと思って質問させていただきました。

次のゆうらくの問題に入ります。町長は先ほどね、まずこれです、まず最初の1番、町長は今まで何回もゆうらくの問題では議会で了解をもらってきたって言うんですけども、亀尾議員の質問に始まり、うちの亀尾議員はゆうらくの譲渡するなと言うたと思うんですけども、これまで過去23年以降ですね、亀尾議員の質問に始まってお聞きしますが、議会でゆうらくの無償譲渡し

ろというような質問ありましたか。

○議長（青砥日出夫君） 健康福祉課長、伊藤真君。

○健康福祉課長（伊藤 真君） 健康福祉課長です。議会で土地と建物一体という説明をしてきてまいりまして、御承認を得たということでございます。ですから、その土地の承認を得たときに建物もあわせて譲渡してくれということを御了解いただいたの承認だというふうに理解しております。以上です。

○議員（13番 真壁 容子君） 答弁なっていない。一般質問であったかということです。早く譲渡しろという質問ありましたか。

○議長（青砥日出夫君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 早く譲渡をなさいという一般質問があったかについては、ちょっと私、今、ここではわかりませんので、これは調べてお答えしたいと思います。

○議長（青砥日出夫君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今まで見たけど、一般質問で早く譲渡なさいっていうような住民、住民の声を代弁しての議員のね、一般質問等はなかったように私思っております。教えてくださいね。

町長、私は何が何でもこうだっていってるのと違うんですよ。町長は自分の選挙でこれを認めたらもらったんだっていうんですけどね、今、トルコで内乱が起きてるんですけども、どこの国もね、どこの国も選挙で選ばれた人たちがおかしいじゃないかって声上げてるんですよ。今の町長の意見聞いたら、選挙で選ばれた者は何をしても国民は言うこと聞くんだったっていうのは、これは通用しないんですよ。幾ら選挙で認められても中身についての政策についてよしあしって出てくるのごく当たり前のことで、一つ一つの問題で自分が選挙で勝ってんから、そのとき言っとったんからいいんだっていうようなことでやって、住民の声聞かないというのは、これは今の現代の民主主義に合わないし、首長としても私は非常に民主的ではない姿勢だということを指摘しておきます。

そういうところから見ればね、亀尾議員の質問があったって、亀尾議員が質問したのは、無償譲渡するなって質問したんですよ。そうでしょう。あなた方認められたって言うんですけど、議会で活発な論議があったって言いますが、今までテレビ見ても、議員から聞く声は譲渡するなという意見はあったけれども、そういうふうに譲渡なさいっていったって一般質問を堂々とした議員はいないじゃないですか。そういうことを考えたら、私は町長が譲渡したいと思っても、なぜ譲渡したらいけないと思ってるのかっていうことをまず真摯に聞くという姿勢を見せるべきだと

いうことを言っておきます。

それで2つ目の問題で、ゆうらくの無償譲渡の覚書はやっぱり交わされたと、そうですね、24年の4月1日に交わされた、どうしてこれを議会に言わなかったんですか。

○議長（青砥日出夫君） 健康福祉課長、伊藤真君。

○健康福祉課長（伊藤 真君） 24年の4月1日に覚書を交わしたことを議会に説明はいたしておりませんが、当然問題のないように手続をしていくというふうな御理解をいただいていると思います。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長がお答えになるように。ゆうらくの大事な町の財産を渡すときに、その町とほかのところと覚書交わしたのは課長名義で交わしたんですか。あなた答えてますけど、課長名義で交わした、町長。眠ったふりなさってますが、町長、あなたが交わされたんですよ。これはもう聞かなくてもいいですから、覚書の提出を求めます。どうでしょうか。いいですね。覚書を提出してください。よろしくお願いします。議長。

じゃ次、行きます。やっぱりそういうことは少なくとも住民の代議機関である議会に、いついつ覚書を交わした、こういうことをちゃんと報告するようになっていないと一体何やってるかわかりませんよ。もし言うのであれば、出さなくて申しわけなかったというおわびの話なら聞きます、ということです。当然ですよ、おわびして出すべきです。

次に、法人の資産形成が町民の利益に役立つのか、今回の議案も見てね、驚いたんですけれども、ほかの議員もきっとそうだと思うんですけども、今まで譲渡の条件の中に上がったのは、法人の資産形成、それから法人の規模拡大、だれが見ても町の利益ということにはなかなかないなというふうなこともあったんですけれども、町長、法人の資産形成が町民の利益にどう役立つのか、これは2億円が、建物が出さなくて済んだではないかっておっしゃるんですけれども、再度聞きますが、法人の資産形成が町民の利益、町の利益にどう役立ってきてますか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。先ほど来のちょっとまとめてお答えします。

選挙で選ばれたので何をやってもよいなんてことを言っておりませんので、言い回しを変えないでいただきたい。私は先ほどの答弁の中で、相手候補の方も選挙でこの施策を訴えられ、反対を、私は推進を訴えてやったと。政策を決定するような選挙だったということを言いました。選挙公報でも載せましたので、何をやってもいいなんていうことを考えて言っているわけではありません。そういう、その面では決着がついておるということを言いました。

それから、真摯に意見を聞いております。あんまり質問に対して拒否したことはないと思っておりますけれども、一生懸命いろんな角度から質問に対しては誠心誠意御理解をいただくようにお答えをしているつもりですけれども、なかなか御理解をいただけないということで残念に思っています。

それから、覚書については、3月議会で議決をいただいて、大きなことが始まるわけですから、その当時からいえば、伯耆の国としては2億円近くもかけてグループホームの建設をしなければいけない、大きな投資をせんといけんということになりましたし、それから町としては、土地と建物を一体的に伯耆の国に渡す、しかし当面土地しか渡せない、建物については改修計画や支援の内容について詰めができていない、そういう状況をとらまえて、今時点こうなただけけれども、こうですよということをしていく必要があったということでもあります。お互いにそういう緊張した立場に立って、次の段階に進んでいく約束事を交わしたということでもあります。これは議会に報告すればよかったかもわかりませんが、何も隠すこともないわけでありまして、出させていたいただきたいと思いますが、おわびして出せとおっしゃいますけれども、何でおわびせにゃいけんのか、私にはちょっとわかりません。先ほど申し上げたような3月議会での議決、議決、それからどんどん伯耆の国にゆうらくを渡せといったような質問あったかなかったかっておっしゃいますけれども、そういう質問は私の記憶ではあんまりなかったかもわかりません。だけど、その議論の中で、議論の中で建物と土地は一体で渡すべきだということを私は何度も言いましたし、それからそのこの辺の疑問は受けたと思います、質問を受けたと思います。それでそれについてお答えをした。

それから、なぜ渡す方がいいのかということについてもいろいろ質問をいただいて、その都度それについてお答えもしております。したがって、そういう議論の結果でそういう議会としての高度の御判断をいただいたと、このように考えておりまして、それを書き物にして町も伯耆の国も新たな段階に進んでいくというのは当然のことであって、おわびをするというようなことにはならんのではないかと考えております。

○議長（青砥日出夫君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 覚書を出すってことなので、出してください。今まで経過見ても覚書を交わしたなんていうこと1行も出ませんでしたよね。不思議ですね。

それから、次の現行の、どうして法人の資産形成が町の利益に役立つのか、3点目と関連します、現行の管理運営を継続できないという理由は何か。何が言いたいかというと、町長、資産等に関する主な要件、社会福祉法人の施設を経営する法人は所有権を有していなければならない、

そうですね、建物等についてね。ただし、国もしくは地方公共団体から貸与もしくは使用許可を受けていると、その限りではないわけですよ。という意味でいえば、社会福祉法人が運営していくに当たって、土地や建物が無償と、地方公共団体や国から借りている場合にはそれはいいですよって、資産持たなくてもいいですよってこう言ってるんですよ、そうですね。そういう立場で社会福祉法人は、伯耆の国もしてきたと思うんですよ。ただし、そのときには出資金として1,000万円以上のお金が必要だと、これも町が用意してきたわけですよ。そうですね。とすれば、今、社会福祉法人と町双方から見ても、町とすれば今まで持ってて大変だと言いますが、伯耆の国から寄附としてお金を受け取っていましたから、建てて出したお金については回収するという立場に立ってるわけですよ。今回、損害があったっていうか、お金を出したというのは、さまざまな小さな修理があったかもしれませんが、相手に渡すことによって1億円近いお金を使ってきたというのが現状ですよ。無償譲渡するっていうことになって1億円以上のお金がかかってきたというのが現状なんですよ。とすれば町長、どうして国もしくは地方公共団体から使用許可を受けていれば、そのままできるのに、どうしてそこを法人の財産にしないといけないっていうことになったわけですか。町長の判断としてどういう、そういうことになったわけですか。そこが知りたいんです。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） これは何度も申し上げておりますように、町の基本的な方針として、民間でできることは民間にやっていただくという方針を持っておりまして、グループホームの建設が急がれる、これをだれもするところがなければ、これは町がせんといけんわけですね。でしょう。うん、町がしなければいけない。しかし町の方針で、民間でできるところは民間でやっていただくという考え方がありますから、伯耆の国の方にそれをお願いする協議が調ったということでもあります。ですから伯耆の国は今のゆうらくを運営しているだけなら、あなたがおっしゃるように地方公共団体から借りて運営していけばいけんわけではなかったと思います。（発言する者あり）それはそのとおりだと思いますけれども、新たなそういう投資が必要だったということですね、そういう投資のためにはお金が必要です。お金を銀行から用立てするのには担保がないと借りられません。そこで土地を取得することによって、担保物件として銀行に提供して、銀行から建設資金を借りて建設をすると、こういう流れでありまして、あんまり不思議ではないと私は思っておりますけど。

○議長（青砥日出夫君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 土地を、グループホームを建てるときに、どうしてグループホー

ムの土地だけ渡さなかったんですか。結局、グループホームの建てる伯耆の国が借金をしないと
いけなかったからだと、こういうふうにおっしゃるんですね。それが今回の無償譲渡の大きな理
由だっていうんですよ。であれば……。

○議長（青砥日出夫君） まとめてください。

○議員（13番 真壁 容子君） はい、肝心なこと聞かな……。であれば、私は町民の多く心配し
てるのは、町長、民間にすることは民間だって言いますが、今も民間にもう運営任せてるん
ですよ。今回の場合は民営化とかそんな問題違うんです、もう民間に任せているんだけど、町の
財産を法人に無償でやるかどうかの問題なんですよ。

で、お聞きしますが、今回土地代金を1億7,000万ですが、基本財産としてその倍額を計
上してるっておっしゃいました、福祉法人が。町長、この今回のねらいというのは、福祉法人を
つくって経営規模を拡大するということですか。基本財産の土地が幾らになってるか、改めて町
長から聞いて、そのことをお聞きします。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。どんなに説明しても御理解いただけないのは、やっ
ぱり最初からその結論が決まっているから御理解いただけないのではないかと思います、私は
一度も経営規模を拡大することはなんて言ってませんよ。そんなことを言ってないのにそういう
ことをおっしゃいますね。私は民間でできることは民間でやっていただいた方がいいということ
を町の福祉の方針として進めているということを申し上げました。伯耆の国はそういう意味では
民間でございますので、やっていただいた方がいいのではないかとということでありました。

それから、土地のことですけど、きのうも何かあったですけど、なぜあそこへ建てんといけん
かったかということ、もっとほかへ建てればよかったのではないかと、どなたかがおっしゃ
ったんですよ。これは一体的な、いわゆる伯耆の国の管理部門があ地にありまして、管理運
営を一体的にやった方が後々の法人運営にも合理的であるということ、それから認知症の方は徘徊
だとかいろいろあります。そういう、それとなく目配り、気配りをして利用者の方の行動を見
守っていく必要もあるわけですし、できるだけ職員がたくさん集まっている伯耆の国本部、ゆう
らくに立って一体的に管理し、そういう利用者の処遇についても手厚くやっていきたいという伯
耆の国の方からの要望でございました。

それと単年度の事業ですぐあれだけの面積をどっかに求めて、すぐその年度に建ててしまう
というのはなかなかこれは難しいわけでありまして。私もいろんな角度から考えて、これは妥当だろ
うという判断をしたわけでありまして。無償譲渡、無償譲渡おっしゃいますけれども、土地と建物

が一緒だということを言っております。上はお金、有償譲渡すれば補助金は戻さんといけんということがあって、おりますので、これは何度も言っておりますけれども、補助金を戻すのは町民の損失だと思っております。

○議員（13番 真壁 容子君） （聴取不能）基本財産（聴取不能）。

○町長（坂本 昭文君） 基本財産、どげえ。

○議員（13番 真壁 容子君） 今の話では町が払った1億7,000万のお金が、寄附金も土地代に入れてるとしたら、基本財産をふやして経営規模を拡大するんですかって聞いているんです。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 失礼しました。土地ですね、土地はこれは基本財産に、基本財産に位置づけられるのは、今の町から出捐をいただいた1,000万と、ちょっと待ってください、間違っってはいけない。（発言する者あり）

○議長（青砥日出夫君） ちょっと休憩します。

午前11時05分休憩

午前11時05分再開

○議長（青砥日出夫君） 再開します。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。基本財産に土地、それからグループホーム、それから建物は生活支援ハウスつどいのですよね、それからグループホームの土地建物ですね、これが基本財産となって計上されております。基本財産は事業拡大どんどんするためにということではなくて、先ほども申し上げたように、町のパートナーとして自立をしてその法人が運営をしていくためには基本財産がないと、なかなかこの自立ということにならないという意味合いのことを申し上げたと思います。

○議員（13番 真壁 容子君） そんなこと聞いてなくて、土地代金は1億7,000何万のところが寄附の分の土地代金に入ってるっておっしゃったんです。ということは、もしかしたら伯耆の国の土地の取得価格と町が売った取得価格が、金額が違ってきているということでしょ。なぜそんなことするのかって聞いているんです。

○町長（坂本 昭文君） ちょっとわからん。わかあか。

○議員（13番 真壁 容子君） そういう答弁したんですよ。なかったら出してください、伯耆の国の資料を出してください。

○議長（青砥日出夫君） はい。

○町長（坂本 昭文君） 失礼しました。今のところ土地として上がっておりますのが、グループホームだと3億5,155万6,000円ほどになってますね。1億8,000万円のをどのように扱ったのかということについては、ちょっと伯耆の国に改めて聞いてみんとわかりません。後で回答をさせていただきます。

○議員（13番 真壁 容子君） 今の段階では土地代金として3億5,000万が上がってるということですか。

○町長（坂本 昭文君） 個々に上がっております。20、24年度の決算で。

○議員（13番 真壁 容子君） 課長の言ったこと間違いではなかったということですね。

○町長（坂本 昭文君） 何を課長が言ったかはわかりませんが、それだけ上がっておるということでもあります。

○議長（青砥日出夫君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町が1億7,000幾らで売った土地を、伯耆の国が土地取得として3億5,000万円以上計上している。これは恐らく寄附金のお金の扱いをそうされたのかなと思うんですけども、私たちは今回の土地売却に当たっては、売却といいながら行政財産を普通財産するときの手法の仕方、入札等にしても土地鑑定の評価もせずに行っていることを考えれば、大いに町長の立場で、当時、理事であった立場を使って福祉法人によそと違うね、対応をしたというふうに考えざるを得ません。それとその問題は、住民の利益や町民の利益といいますが、今の段階では民営化であり何ら無償譲渡か有償譲渡ってんの違う、譲渡するなど言っているんです。何ら……。

○議長（青砥日出夫君） 時間になりました。

○議員（13番 真壁 容子君） 町が福祉法人にその財産を渡す必要はない、そういうことを考えれば、今回の仮に議会が通っても住民はこのことを承知しないと思うし、私は町の財産の損失については、町長の責任は大きいということを指摘して質問を終わります。

○議長（青砥日出夫君） これで13番、真壁容子君の質問を終わります。

○議長（青砥日出夫君） 11時20分まで、ここで休憩をいたします。

午前11時10分休憩

午前11時20分再開

○議長（青砥日出夫君） 再開いたします。

続いて、4番、板井隆君の質問を許します。

4番、板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） 大変失礼しました。発言席にもう既に座っておりまして、議席番号は4番の板井隆です。議長よりお許しをいただきましたので、通告に従いまして昨年10月に行われました町長選挙で町長マニフェストを掲げてありました2点の項目について、6月定例議会最後の一般質問となります。させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

最初は町づくりマニフェストから子供の健全育成や男女共同参画の実現、生涯教育の拠点整備などを推進しますの中から質問をさせていただきます。

町長のマニフェストでは法勝寺図書館の充実、法勝寺電車の陳列、各種文化活動を行う拠点施設の整備を計画しますとあります。この拠点施設とは南部町公民館のさいはく分館についてだと思い、質問をさせていただきます。

さいはく分館は、昭和48年に建設され、40年余りを経過します。現在、老朽化による雨漏りなど劣化も著しく、町民の利便性も悪化しています。さらに町民の避難場所としても指定されている公共施設でありながら耐震化対策も施されていない施設であり、安全性についても問題がある公共施設と言わざるを得ません。きのうの細田議員の少子高齢化対策の、少子化対策の質問で、子育て支援で社会教育の拠点施設の充実も必要であるとも答弁をされました。さいはく分館の建てかえを念頭に法勝寺図書館やプラザ西伯、その奥にあります新宮谷の公園等も含め、周辺施設との関連を含めた町民が集う場としての複合施設の未来像と、整備計画について、以下の点についてお伺いをいたします。

最初に、現状での公民館利用の状況について、2番目に新築を含めたさいはく分館の整備について協議がなされているのか、現状についての状況をお伺いをいたします。3番目に、さいはく分館を拠点とした複合施設、ここからは私の夢、またほかの方々から話を聞いたりして夢も入ってるんですけど、現在整備の進んでおります法勝寺電車の活用、また法勝寺一式飾りや法勝寺歌舞伎など、伝統行事、芸能の活用、さらに図書館、プラザ西伯など周辺施設との連携、最後に新宮谷公園を生かした自然の学びの場など、町民に密着した社会教育、生涯教育施設としての整備についてお伺いをいたします。

4番目として、総合的な地域活動の拠点施設としての有効利用方法について、町長の見解、また思いを伝えていただければと思います。

次に、公共施設の譲渡について。町長は選挙公約であるマニフェストの半面すべてを使って、ゆうらくの施設の伯耆の国譲渡について、町長の考え、思いを町民に訴えられました。今年の町

長選挙では大きな争点の一つであったと思います。平成15年6月に地方自治法の一部が改正され、公の施設、特に福祉施設、体育施設等、住民が利用する施設の管理運営について、地方自治体が直接行わない場合の手段として管理委託から広く民間の業者や団体に任せる指定管理制度に移行し、さらに多様化する行政需要のもとで行政サービスの向上と効果的な、効率的な行政運営を図るためには民間の能力を積極的に活用する必要がある、民間でできることは民間で対応していただく、その手法の一つとして民営化があります。民間開放に適していると判断される施設のうち、市場が成熟している施設については、民営化すること、これらが町財政の健全化を促し、新しい住民サービスの創造が広がるものと思います。そこで3点について町長の見解を伺います。

今議会へ提案上程されている伯耆の国ゆうらくの無償譲渡についての経緯を伺います。経緯につきましては、先ほど真壁議員の一般質問でも同様だとは思いますが、このたびが最後の質問ともなり、この議会中に結論も出ます。深く町民の方にも知っていただくためにももう一度伺わせていただきます。

2番目に譲渡により今後町民福祉の行政として果たすべき役割をお伺いいたします。

3番目として、ゆうらくの譲渡に対し、なんぶ民報では無償譲渡ありきと記載している町長の見解について伺います。

最後に、マニフェストとは町民に対する選挙公約であり、町民の大多数から支持をされ当選を果たされました。この上はマニフェストに従って粛々と公約を進めていただくことをお願いして、壇上からの質問とさせていただきます。答弁をよろしく願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 板井議員の御質問にお答えをしております。

最初に南部町公民館さいはく分館の未来像というところで、4点目にお尋ねになりました総合的な地域活動の拠点施設としての有効利用、方法について、これを私が先、お答えをして、1から3は教育長に後ほど答弁をさせますので、よろしく願いします。

私は昨年10月の町長選挙の折に、各種文化活動を行う拠点施設の整備について計画を進めたい……（サイレン吹鳴）もとい、私は昨年10月の町長選挙の折に各種文化活動を行う拠点施設の整備について計画を進めたい旨、町民の皆様とお約束してまいりました。具体的には議員御指摘のさいはく分館の老朽化対策としての位置づけにとどまらず、住民の皆様による将来を見据えた町づくりの拠点施設が必要であろうと考えたからであります。社会教育の振興や生涯学習の充実、時代に即した公民館活動などについては、後ほど教育長がお答えする機会があると思いますので、私は町づくり、地域づくりの側面から何点かお答えしてまいります。基本的には当該施設

が町公民館と地域振興協議会との連携による住民の皆様の生涯学習推進の中核施設としての役割を担うことについては、その前提として御理解いただきたいと思ひます。

まず1つ目でありますけれども、住民の皆様に取り組んでいただいております地域振興協議会を核とした地域づくりのセンター的機能を持った拠点施設として考えたいと思っております。各地域振興協議会ではそれぞれの地域特性を生かした特色ある取り組みをさまざま展開していただいているわけでありますが、まずはそういった具体的な取り組みや情報を紹介し、交流する場として、また図書館との連携を視野に地域づくりや町づくり情報の収集や活用に取り組む場、さらには協議会が連携して取り組む講演会や研修会にも御活用いただける施設としたいと思っております。したがいまして、地域づくり活動を進めるための学びや交流、連携、創造の中央広場のよような施設をイメージしたいわけであります。

2つ目には、本町は合併により生まれた、ある意味まだ新しい町であります。町づくりを進めるためにはその町の歴史や文化、伝統はその中核をなすものであり、必須要件でもあると思ひますが、本町においては旧両町のそういったものがまだまだ全町民に共有できていない現実や課題があると認識しております。こうしたことを踏まえたときに、私たちの先人の歩みや営々と受け継いできた文化や伝統を全町民が共有し、守り、育て、後世につないでいくシンボリックな施設の性格も考えなければならないのではないかと思ひます。議員御提案もこういったことと同一線上にある御提案と受けとめております。

3点目には、若い皆様にもそのライフスタイルの中での多様な御期待や御要望にもこたえられる機能を持った施設とすることに配慮すべきであろうと思ひます。これまでの公民館活動では若い年代層を意識した活動や生活課題に迫っていく取り組みが、施設や設備面も含めて十分であったとは言い切れず、時代的な要請も感じているところであります。

こうしたことと関連しますが、4点目としては、子供たちの健やかな成長を願ひ、児童館の機能も必要ではないかと考えっております。

5点目には天萬庁舎内の富有まんてんホールとの役割分担を念頭に、活動成果の発表やイベントなどに対応できるスペースも考えたいと思ひます。

6点目としまして、豊かな生態系を実感できるような、自然博物館的な学びの機能も欲しいと思ひます。

7点目には、町民の皆様お一人お一人の生きたあかしを公的に保存し、いつでも引き出して活用できるようなアーカイブセンターのような機能があってもいいのではないかと思ひます。さらには災害時避難施設としての活用を視野に入れた施設機能など、大いに夢は広がるわけござい

ますけれども、財源による制約もございます。住民の皆様の声にしっかり耳を傾けながら、優先する機能や役割をよく見きわめ、しかるべきときに具体的な決断をしなければならないと考えております。

なお、今年度におきましてはそのたたき台となる構想案の策定を教育委員会にお願いしておるということでございます。

次に、公共施設の譲渡についてお答えをしております。ゆうらくの譲渡の経緯は、グループホーム建設に当たり、伯耆の国からゆうらくの土地を買わせてほしいと申し出があったことから始まります。町としてはゆうらくは建設から10年経過し、今までは修繕費用はほとんどなかったのですが、今後はあちらこちらから修繕が必要となってきますので、譲渡できるときに土地と建物を一体で譲渡する方針を出しました。幸い伯耆の国は健全経営で優良企業に成長されておられます。ただ、資産を持たない法人でありましたので、資産形成によりさらに安定経営とサービスの向上を図っていただければと、土地は有償で、施設は無償で譲渡すると町から提案させていただいたことから、議会で幾度も質問を受けお答えをいたしました。

なぜグループホームの建設が必要であったかといいますと、町では年々増加する認知症高齢者の問題解決のためにさまざまな施策を講じておりますが、御家族のみでの対応には限界もあり、認知症グループホームは日吉津村に18ベッド、伯耆町に18ベッド、南部町にはゼロであります。この施設がなくて、グループホーム建設の必要があったからでございます。本来は、なければ町の責任で建設をするわけでございますけれども、しかしゆうらくの建設時にも議論になった町外の人にも利用される施設に町の税金を使って建設することに抵抗がありましたので、基金事業で建設に有利な補助制度が創設されたことを機会に協議しまして、福祉現場の実態からかねてよりグループホームの必要性を訴えてこられた伯耆の国さんに建設をお願いすることといたしました。グループホームの建設費は約1億9,000万円でした。グループホーム建設により2ユニットで18人の方が利用されることが可能となりました。伯耆の国に建設していただいたことは財政事情がよくない南部町にとって、また地域の困っておられる住民にとって多大な貢献をしていただいたと思います。

さて、伯耆の国はこのグループホーム建設費を金融機関から借り入れされましたが、担保のための資産がなければ借り入れもできませんでした。町長が理事長をやめたことから担保なしでは資金調達ができなくなっていました。ゆうらくの土地、建物を資産として持つことで資金調達が容易にして、経営の安定化を図ることは必要なことであったと思います。

ゆうらくの建物はなぜ無償譲渡するのかということでございます。このことは何度も御説明い

たしましたとおり、有償譲渡すれば国、県のルールによって補助金返還になります。今なら譲渡金額の大半を返さなくてはなりません。以前9億円でゆうらくを売ったなら、約7億円は国と県に返さなくてはなりませんと説明したとおりです。施設の有償譲渡は伯耆の国としてもこのたびのグループホーム建設などで約4億円の借入れをされていますので、新たな借入れをされることは経営に支障を来すとして、譲渡交渉には応じられなかったでしょう。社会福祉施設の民間譲渡は町にとって今後多額の修繕費が発生すること、建てかえの補助金は民間団体にしかないということを御理解いただけたなら、なぜ多くの自治体が民間に施設を譲渡しておられるのかおわかりいただけると思います。

米子市では、平成25年度から3年間で3保育園を民間団体に無償譲渡され、土地は無償貸与で民営化されます。その理由は、公営では今後の修繕など補助金の活用ができないという財政的な理由で譲渡を進められるようであります。境港市も本年4月から2つの保育園を米子市と同様に無償譲渡されました。地域の中のニーズにこたえるために建設した施設も民間に譲渡した方が有利と判断して、社会福祉施設を無償譲渡する自治体は多数ございます。国が保育園や介護施設などの社会福祉施設の補助金を廃止して、一般財源化したことで、地方自治体が直営で社会福祉施設を運営する時代から、民間が運営する時代だと国の対応でもはっきりしております。

次に、譲渡により今後町民福祉の行政の果たす役割ということでございます。合併時に約180人いた職員も今は約120人でございます。福祉行政はこれから本格的な少子高齢社会に立ち向かっていかななくてはなりません。民間でできることは民間へのアウトソーシングが一つ進んだ、このことで職員の力が次の施策へ向けられ、高齢社会の早急な対応を進めたいと思います。

次に、なんぶ民報に記載されたことについてでございます。なんぶ民報では、いつもながら議会でお答えしたことを切り張りされて発行されるので、真意が伝わらず、議員の皆様にも御迷惑な状況が起きていると聞いております。町長が理事をしているから便宜を図って伯耆の国に譲渡するかのようになら、次のように書かれております。よそでは考えられない町財産を町長が理事の法人に譲渡。まず、伯耆の国は町が1,000万円出捐した法人で、町の職員や社会福祉協議会の職員が退職をして設立時の職員として働いていただいた特別な団体でございます。親族でも知り合いの法人でもございません。どうしてこんな書き方をされるのか、町としてはよきパートナーとして支援をすべき団体であるはずなのにと不本意であります。ゆうらくと伯耆の国は一体のもので、切り離して考えることはできないから土地売買での入札は行わなかったのであります。

次に、無償譲渡の理由が伯耆の国の安定経営のためとはと書かれていますが、法人の安定経営のためだけに町の財産をばおんと町長が理事をしている法人に譲渡するとも書かれております。町

がこれまで説明した内容は、伯耆の国のメリットとして資産形成は安定経営につながり、サービスの向上になるとお答えしています。今の指定管理の協定では、将来的には施設の大規模修繕は町が責任を持って行わなくてはならず、後ほど見込まれる多額の修繕に町も幾らかの税金の投入は必要となります。町への財政圧迫を最小限に抑えるために譲渡できるときに譲渡した方がよいと判断していると説明してまいりました。無償譲渡の理由は法人の安定経営のためだけではございませんので、正しく御理解していただきますようお願いいたします。

次に、土地の譲渡手続について不備があるかのように御指摘されております。ゆうらくの土地は行政財産です。手続上行政財産である土地を普通財産に種別がえを行わないと譲渡できません。このことについては、伯耆の国と土地の無償賃貸契約を結び、一時的に伯耆の国の土地に町の建物が建っていても問題が生じないよう対応しました。土地については地価価格が下がっている状況ではございましたが、町が取得した金額で購入していただきました。建設のために借り入れた地方債も伯耆の国の寄附金などで償還させていただき、このたび全額繰り上げ償還の予算を計上させていただいております。

なんぶ民報に、町長が理事をしている社会福祉法人伯耆の国ゆうらくをただで渡し、町の財産を町長が理事を務める法人の財産にしようとしている、他の町では類を見ない町長が理事を務める法人への町財産の無償譲渡が着々と進む町などと書かれています。今月5日で、私は伯耆の国の理事を退任させていただきました。法人の設立時は国の通達による県の指導で2町で設立した社会福祉法人にはいずれかの町長が理事長を務めるよう指導があり、私が理事長として就任をいたしました。当時は法人の運営資金がなく、町長である私の保証によって2億8,000万円の借入れをして運営をしてきました。その借入れも返済が終わり、土地と建物を資産として持たれることで資金調達も容易になり、おかげさまで安心して理事を退任することができました。

ですから、理事を務める法人へただでゆうらくをやったと言いがかりを書かれることもないと思います。私は南部民報を読まれ誤解された方もあると思いますが、町民の皆様のために誠心誠意働かせていただいておりますので、どうか今までどおり、信頼を寄せていただけますように強く訴えて終わりいたします。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 板井議員さんの1から3の御質問にお答えをしてまいります。

まず、公民館使用の現状についてであります。南部町公民館さいはく分館は、主に西伯地区の社会教育活動の拠点施設として、町民の皆様のさまざまな活動を支えております。年間利用者数は平成23年度が延べ7,361名、平成24年度は、延べ8,149名となっております。

こうした利用者数の増は、定期活動団体や主催事業への参加者がふえたことによるものであります。なお、定期的に活動していただいている団体は、現在35団体でございます。また、利用者数には反映いたしません、学校や図書館が隣接していることから、小学生の利用も多く、宿題をする場であったり保護者との待ち合わせの場所にもなっております。ロビーは、皆様のおしゃべりや打ち合わせ等にも御活用いただいております。広い年代層に多目的に御利用いただいていると考えております。一方、御利用いただく皆様からは、施設の老朽化や構造面でのふぐあいに対する改善等御要望も多数いただいている現状でございます。

次に、新築を含めたさいはく分館整備についての協議の現状についてお答えをいたします。

さいはく分館の老朽化対策とそのあり方につきましては、昨年度来、社会教育委員さんを中心にさまざまな御意見をちょうだいをしております。今年度は委員の更新もありましたので、現在改めて社会教育委員協議会兼公民館運営審議会において、具体的な分館整備の方向について協議を再開をいたしているところでございます。協議に当たっては、既に築後40年が経過していることや、町長マニフェストを踏まえ改築の方向で協議をいたしております。具体的には先進施設の視察も含めながら、まずはどのような機能が求められているのか、将来を見通してどのような機能を持たせなければならないのか検討をしております。

今後の計画としましては、11月を目途に構想案を策定しますが、町長答弁にもございましたように、これはあくまでもたたき台となるものと考えております。平成26年度に向けては、改めて施設のあり方についてより多くの皆様の御意見をお伺いしながら、また、財政状況を見きわめながら具体的な取り組みを考えてまいりたいと思っております。

3点目は、複合施設とし町民に密着した社会教育、生涯学習施設を整備してはどうかという御提案でございます。

具体的には、まず法勝寺電車の活用という御提案でございますが、法勝寺電車につきましては、昨年度来2カ年計画で専門業者に保存、修理をお願いいたしているところでございますが、修復する最終的な姿は営業廃止時のものとし、車両は静態保存とすることといたしております。また、町文化財保護審議会においては、修理後は屋内で静態保存することが望ましいという御指摘をいただいておりますので、何らかの形でこのたびの整備計画と絡められればと思っております。法勝寺歌舞伎や一式飾りにつきましては、それぞれに保存会がございますので、保存会の皆さんとよく相談をしながら、このたびの整備計画との関連を考えてまいります。

法勝寺図書館につきましては、開館後既に20年以上が経過し、施設の狭隘さが課題でもございます。生涯学習社会を展望する中で、図書館と公民館の連携という視点とともに、両館の機能

統合という観点からそのあり方を考えることも十分検討に値するのではないかと考えております。

一方、プラザ西伯につきましては、もし新しい施設を現在地の周辺とすれば、新宮谷公園も含め、連携施設として機能分担、あるいは一体的活用の方向で考えられるのではないかと考えております。

いずれにしても、公民館の建てかえを契機として、新しい町づくりの拠点施設を創造するという視点からそのあり方を考える必要があると考えております。また、議員からの御提案も含め、社会教育施設としての機能を中核としながら、他の施設との連携も視野に、さまざまな機能や役割を担う複合施設を目指すべきではないかと現在考えて得るところでございます。答弁いたします。

○議長（青砥日出夫君） 板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） 4番、板井隆です。御答弁、いろいろとしていただきましてありがとうございました。

また、特に今回のゆうらくの譲渡に関しては、またしつこくお聞きしたんですけれど、やはり先ほども言いました、特にこの問題についてはしっかりと町民の方にも知らせてほしいということもあって、私たちここにいると、若干、耳にたこはできませんが、同じような話はもう何度も何度もお聞きして、私たちとしては、私たちなのか、私としては十分に理解をしているというふうに思っておりますけれど、最後の最後までどういうふうになるのかなってということなんですけれど、言いましたようにぜひともこの方向に向けて頑張っていたきたいと思うんですが、ちょっと順番が逆になってしまいましたけれど、まず、さいはく分館といいますか、さいはく公民館と当分呼ばせてもらえませんか、いいでしょうか、分館だけでは多分聞いている方がわかりにくいと思うんで、さいはく公民館についてと周辺の整備について質問させていただきたいと思っております。

先ほど、教育長の方から答弁をいただきました。年間で昨年度が8, 149人、利用団体が35団体ということで、40年たつあの施設の中で、これだけの方が利用しておられる状況であるということを知って、またさらにやはりここは早く直さなくちゃいけないんじゃないかなという思いができたんですけれど、あと、先ほどあったようにロビーの方で小学校の子供たち、私もよく法勝寺の協議会の方にお邪魔したときなんか見ますと、子供たちがそこで遊んだりとか、多分、お父さん、お母さん向かえに来る、また、バスの時間までそっちの方で休んでるんだと思うんですけど、本当にたくさんの方がいます。利用しておられます。そういった中で、いろんな方からの苦情ではないんですけど、そういったことが出てるっていうんですけど、もう少し具体的に

現状の公民館として町民の方からこういったようなことが出ているのか、その点をまずは教えていただけませんか。

○議長（青砥日出夫君） 教育次長、板持照明君。

○教育次長（板持 照明君） 教育次長でございます。具体的にどのような苦情がっていうことでありますけども、40年余り経過してるといって、雨漏りってというのは恒常的に大雨が降りますと雨漏りもきてますし、階段が狭いってというような意見もあります。それからトイレとか調理室等の設備面でふぐあいも非常に生じてるといって、それから大きな集会をした場合には、駐車場の面で非常にとめにくいというような御意見も承っております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） ありがとうございます。やはり、今の現状では非常に使い勝手の悪い、寄りにくい建物なんだってこともわかりましたし、また、先ほどの町長、それから教育長の答弁でも、やはりこれは何とかなくっちゃいけないんだという思いが伝わってまいりまして、今回、一般質問してよかったかなというふうに個人的には思っているところなんですけれど。

それから次2番目としまして、分館の協議の現状についてということで、今現在、協議が教育委員会の中で進んでいるんだと、これを終えてある程度の方針を出して、広く町民の方に相談するような場を設けたいということをお話を先ほどされたんですけれど、具体的に例えば、何年ぐらいをかけて将来の構想などを経てやっていこうというところ、具体的なものっていうのがまず出ているのかどうかということをお教えしてください。

○議長（青砥日出夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。現在、既に検討には具体的に入ったところなんですけれども、いつにいつのところまで皆さん方と前提にしてというか、そういう形ではまだ協議はいたしておりません。先ほど次長の方が申し上げましたように、極めて急がれる状況にある、あるいは町長のこういう思いもあるということで進めております。

内容的には先ほど答弁をさせていただきましたように、本当にどんな役割、あるいはどんな機能が町内にはいろいろな公共施設もあるわけでございますので、どんな機能を有する、有しなけなければならないのかというところを、しっかりまずそのところをお互いに共通理解をしていこうというところから、現在入ってきております。

そういうことがある程度整理をされてくれば、だんだんとお互いに同じ土俵の上に立つことができますから、今は何かもうばあっといろいろなそれぞれの委員さんの思いがございますので、そういうものをまずはとりあえず同じ、できるだけフレームの中にまず入れていこう、そういう

ことでたたき台を想定しようということを進めているところでございます。時間がそんなにはないというぐあいには認識をいたしております。

○議長（青砥日出夫君） 板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） ありがとうございます。やはり、こういったのは教育長もそれから町長も言われましたけど、急がずじっくりと計画を練って、本当に町民の人ができてよかったねと、南部町全体でシンボルになるような、そういったような進め方をしてほしいんですけど、ただやみくもに時期を延ばすのではなくて、やはりある程度期間を定期的な審議、それからやはりある程度は先を見た動き方はしてほしいと思うんですけど、ただしっかりと話し合いはしていただきたいなというふうに思います。

その中で、先ほど壇上で質問をさせてもらったときに、法勝寺の振興協議会の方にも出向いて会長さんとそれから職員の方々、それから南部町の自然観察員の方とか、それから実際その公民館を利用している方々とちょっと話をさせてもいただきました。そういった中から、3番目にあります複合施設としての話が何点か上げてますけど、出てきておまして、決してこれをしてくださいというわけではないんですけど、そういった町民の方々の思いをちょっとこれから話をさせていただければなというふうに思います。

まず、法勝寺電車なんですけれど、先ほど教育長の方から静態保存で室内の方で保存するのが理想であるというふうに聞いてるんですけど、これは結局動いたりとかそういったことはできないんでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 教育次長、板持照明君。

○教育次長（板持 照明君） 教育次長でございます。基本的には動力をつけて動くってことまでは考えておりません。ただ、運転席でレバーを動かしたり、その手動でレールの上に仮に乗せたとして、手動で動かすってことは可能でありますけども、ずっとその敷地を動かすってところまでは考えてないです。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） ありがとうございます。ある方が、この電車、ただ展示するだけでは、今まで小学校にあったときと同じなんじゃないかという方がおられたです。ああ、そのとおりだと。特にただ電車に対する思いというのは、僕らがちょうど幼稚園のころでしょうか、電車がなくなったんですけど、まだまだ電車に乗った、電車が動くのを見てたという人はたくさんおられると思うんです。その見てるだけではやはりおもしろくなくて、せめてそれで今、教育次長、板倉次長言われるように、その動くんだと、手動だったら動くということは、例えばこ

うやって昔はたくさん乗ってて動かなくなると押されてこうやって押して電車が動いたということも聞いたことあるんですけど、そこまでしなくても何らかの力を持って乗って動く姿というのができないだろうかというような話をされました。確かに展示だけでおもしろくない、昔の電車を欲をいえばこの天萬庁舎と法勝寺庁舎をつなげれば本当はもっとおもしろいかな、そんなことはとても無理だということはわかるんですけど、やはりそういったような過去の思いを何ていいますかよみがえらせてくれるようなことができないかなというようなことを話をしておられました。

それから、2番目として、一式飾りと、それから法勝寺歌舞伎です。これは、本当に長い間、法勝寺地区の皆様方の区の皆さんのこの保存に対する思いが今現在まで至っているんですけど、ただ、2日間の一式飾りのお祭り行事、そして常設展示としてちょうどこの役場のところの法勝寺の公民館といいますか、そこにもあるのはあるんですけど、やはりもうちょっと人前に出す、一式飾りのすばらしさを伝えていく、そういったようなものも必要じゃないか、そして、法勝寺歌舞伎、この14、15、子供たちがお練りですずっと回っておりました。そういった姿をもうちょっと定期的に公演ができるような場所がないかとか、そういったようなことがあったんですけど、その辺についてはどのように計画なり思っておられるのかよろしく願います。

○議長（青砥日出夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。先ほど法勝寺電車の話がございました。これも従来、動かせ、動かせてという話は実はあるわけですし、手間の辺までというようなことまで私も思いませんでしたけれども、その気持ちは大変よくわかるわけでありましてけれども、基本的にまず近代化遺産として保存をするということがまず基本的にここを抜きにできませんので、そのことをしっかりやった上で、活用についてはさまざまなアイデアとして考えていきたいなというぐあいに思っております。先ほど、次長も申し上げましたようなこともありますし、あるいは電車への意識っていうかそういう意味合いで、今の黄色いバスをあれ電車の形したら、色塗ったらどげなあみたいな話も聞いたことがありまして、それはおもしろいなってつってな話をしたこともございます。

一式飾り、あるいは歌舞伎等については、今現在並行して協議をしておることと並行して、実際の保存会の皆さん方としっかりキャッチボールをする場をつくりたいというぐあいに思っています。ある程度その固定展示的なものは、ある程度想定ができるとは思いますが、そこにやっぱりもう一味、二味、工夫をせないけんでないのかなということを思いますし、そのためにはやはり保存会の皆さん方と思いを共有をした上で、御協力をいただかないけんということが大

前提になろうと思いますので、協議と並行しながら保存会の皆さん方ともキャッチボールしてまいりたいというぐあいに思います。

○議長（青砥日出夫君） 板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） ありがとうございます。法勝寺歌舞伎は、子供たちが子供歌舞伎ですので、例えば小学校を卒業したとしても今度新しい子供たちが入って、多分これはある程度安心して存続というものができるとは思うんですけど、一式飾りについては、なかなか今の法勝寺地区の中を見ても、高齢化もしてきておりまして、本当にいつまでこの行事が続けることができるのかなというような余計なお世話かもしれませんが、地区の人からすればちゃんとやるわいという気持ちは十分に持っていては思うんですけど、そういったような若干心配もするところですので、ぜひとも行政の力を発揮をしていただきまして、この伝統行事、これを永遠に残していくような形をぜひ進めていただきたいなというふうに思います。

それから、図書館とプラザ西伯の周辺なんですけれど、あわせて新宮谷もあわせて自然公園があるんですけど、そういったところの生かし方について、実はもう大分前に構想案というようなものをもらってずっと私のパソコンの中に入れてまして、やっと日の目を出してあげることが、来る時期が来たなということでもありますので、ぜひこれも紹介なりしていただいて進めていただければなというふうに思います。

これは、南部町の自然観察員の方から自分がやっている、進めていることも含めてぜひとも提案として現実味をしてほしいなということがありました。南部町内には町内の歴史と自然の情報集約が存在しません。一方で町内には貴重な歴史や史跡や歴史関連資料及び希少な野生動物の生育が確認されていますということで、やはりそういった施設が必要なんだということをまず最初に理由として上げておられて、その中に自然系とそれから歴史系のことも上げておられます。

歴史系のことについては、先ほどもうある程度話ができんですけど、自然系については野生の生態とか、そういったものが展示ができたり、実際そこで生育してるところが見れたりとか、そして実際の体験としてはその新宮谷の公園を使ってそういったところで体験ができるとか、そういった全体的なものを見据えたものがないかというようなことが書いてありました。特に、子育てについてのこと、特に若い観察員さんで子供さんもおられますので、子育てに対する思いが特に深いんだとは思いますが。

きのうの細田議員の一般質問の中で、少子高齢化の中のきのうは少子化について質問されて、今度は高齢化についてするからなあってきのう笑いましたけど、私もこの少子化についていろいろな方策、きのう町長も話をされました。保育園の無料化とかそういったものをぜひしたいなとい

うふうに言っておられたんですけど、やはり子育て支援というのが一番いいのではないかと思いますし、この子育て支援に対しては特色のあるそういった教育ができないかなというふうに思っております。特に、このさいはく公民館については、西伯小学校が本当に近くにあって、実際に子供たちも先ほど言いましたように利用といたしますか、その時間の合間の待機の場所として利用をしています。この南部町の宝である子供も子育ての場所として、特にこのさいはく公民館は十分な役割を果たしていかなくちゃいけないんじゃないかなと思いますけれど、そういった総合的なものについて何か思いがあれば、また計画が入っていたとするならば教えていただければなどというふうに思います。

○議長（青砥日出夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。夢はどんどんどんどん広がっていくわけですし、いや、こんなことも、あんなことも、私の個人的な中でもたくさん広がっていきながら、待て待てというところもあったりするわけでございます。

町長の答弁の中にもあったわけでございますけれども、新しい施設を考えると一つの切り口として、私、大事にせないけんかっていうのは、先ほど子育ての話議員さんされましたけれども、やはり若い世代に親しまれるということ、やはり一つのキーワードとして考えていかないけんだろうなというぐあいに思っています。そういう切り口から、やはり図書館との連携、あるいは公民館との機能統合でなことも考えないけんでしょうし、あるいは町長答弁にありました児童館としての機能ですか、こういう若い世代、そういうものをやはり意識をした施設というものをやはり考えていくことが、その若い方がやがて年も経られるわけでございますけれども、引き続き親しまれる施設になるということになるんだらうなということの一つは思っております。

それから、もう1点、やはり子供たちもたくさん幸いその学校が近いということもございまして子供たち寄るわけですけども、やはり異年代の交流、いわゆるどう交流をそこでつくり出すのかってということが一つ、その切り口だろうなというぐあいに思っています。それはなぜかといえば、その交流を通じてつながりをつくっていく、子供たちとあるいは高齢者、あるいは青年層と若い人とか、やはりその人と人とのつながりをここで紡いでいくっていうか、そういうことをやはり念頭に置いて施設のあり方というものをやはり考えていくことが、今、時代の中でも時代の要請でもあるのかなと、そんなことを思っております。そんなことをキャッチボールを皆さん方としながら、そしてさまざまなアイデアをいただきながらできるだけ早くたたき台なるものをつくり上げたいというぐあいに思っているところでございます。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 板井隆君。

○議員（４番 板井 隆君） ありがとうございます。本当に思いとか夢はどんどんどんどん広がって行って、多分時間があっても足りないと思います。細田議員じゃないんですけど、今回は子育てのところで、公民館のあり方をちょっと質問させていただいて、今度は高齢者の方を目がけた、向けた施設のあり方についてまた質問しようかなと、きのう細田議員のあれを聞いてて思って、今回はこれだけで終わらせていただきます。

最初に町長の方から答弁いただきました。いろいろな形のあり方、特に若い人たち、子育て世代の人たちが使えるような場所、またもうちょっと若い10代後半から20代の方が使えるような場所もしなくちゃいけない、つくらなくちゃいけないという面は本当に必要じゃないかなというふうに思います。町民全体の方が使える、使いやすい公民館を計画をしていただきたいということをお願いをいたしまして、とりあえずきょうのところのさいはく公民館についての質問は終わらせていただきます。

次に、公共施設の譲渡、このたびゆうらくを伯耆の国に譲渡について再質問をさせていただきます。

経緯についてはもう先ほどもお話もいただきましたし、ずっとずっと何回も何回もお話をいただいているところなんですけれど、先ほど町長の答弁の中にもありました他の施設というところなんですけど、私も私の家内が皆生の尚寿苑に出しております、そこは鳥取県の厚生事業団がやっておりますけれど、そちらの方もついこの間、実は建てかえをして、立派な特別養護老人ホームができました。ここは既にもう無償で前の古い分を譲渡されてから3年後ぐらいに新しく、今度は事業団として建てられました。やっぱりそうなる事業団も実はホームページを見ましたらば、大変な事業費を使って対応をしておられると。それでも、今の高齢者がどんどんふえていって行く中では必要な部分であって、そういった中でうちの家内も勤めさせてもらっているんですけど、そういった形でどんどん県庁の施設であったり市町村の施設、こういったような福祉施設を譲渡をしていっているというのが現状である、町長が言われたとおりだったというふうに私も今回についてホームページをいろんなところを実はあけてみました。どこともそういったような思いで民営化を進めていくということが前提で動いているという。これはなぜかという成熟した施設、法人にはやはりそういったところを任せていかないと町の職員もどんどん減っていって行く中で、なかなかそこまで見れない、今までの前の真壁議員の話では既にもう指定管理をしているんだから、いいんじゃないか、もう既に民営化になってるんだというふうに話はあったんですけど、ただそれは運営のみであって、経営になってくるとそれはまだ民営化になっていないというところだと思うんですけど、その辺の考えをよろしく願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。この件については何度も話しておりますので、十分もう御理解をいただいているのではないかとこのように思うわけですが、結局187名から職員が在籍しておりましたけれども、現在は120名台だということで、急速なその職員の縮減が起きております。

職員の減少はそのまま住民サービスの低下に直結することでありまして、したがってこの何といたしましょうか、住民サービスをよくしようと思えば一定の職員がおらんとこれできないということです。それで、ただ新しい民主党政権などになって考え方として、地域で公共ですね、公を担うのは、必ずしもその従来の役場ばかりではないと、例えば社会福祉法人だとかNPO法人だとか、さまざまな団体が新たな公共団体、あるいは公を担う団体を育成し、あるいはそういうところが積極的にその担っていくと、こういう考え方が出てまいりまして、私は非常にいい考えだということに思いました。南部町が進めている地域振興協議会の問題などもそういう面があります。

それで、特に福祉施設については、なければ離島とかいろんなことでなかったら、これはもう行政がきちんと責任を持ってやるべきだとこのように思うわけですが、しかし、もう時代がそういう時代でもございません。それから、10年間長い間やってきて、立派な実績も上げたということでもあります。したがって、巣立ちの時期を迎えたと、自立のための巣立ちの時期を迎えているというようなことで、私は伯耆の国にお世話になった方がいいと、こういう判断をしたわけでありまして。十分やっていけるということでもあります。

それと、内容は、正直申し上げて施設がいい、立派ないうこともありますけれども、法人の御努力が物すごいものがあります。外国から視察にでも来られるぐらいですから、非常に立派な内容を持っておられます。町でやっておればもっとよかったかもわかりませんが、しかし、素晴らしい内容を持っておられて、そういう実態からいっても私は社会福祉法人にゆだねてよかったなというふうに考えるわけです。

確かに、町の建物を間借りしてやれんことはありません。やっておればいいわけですが、新たな事業展開なんてことはなかなか難しいですよ。今回のようにグループホームでも対応できる、したい、いつてしていただきたい、あるいはしたいといったときに、全部町の判断でやらんと何も進まんというのは、やっぱり法人としてはその成長、発展を妨げることになると思います。やっぱり自分の考えで、自分たちのいろいろな方針に基づいて町のよきパートナーとして自立をしていくということを一番基本にしたらいいのではないかと、このように考えているわけで

す。答えにならなかったかも知れませんが。

○議長（青砥日出夫君） 板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） ありがとうございます。やはり、本当に今職員がこれだけ減ってきてる中で、幅、手広い住民サービスというのはだんだん難しくなってる、ほかでできるところはほかの方にやっていただくことが本当にこれからは大切な部分もあるんだなというふうに私も思っております。

そこで、実はきのうだったんですけど急遽、財政室長にちょっとこの資料を調べてって議長を介してお願いをして、先ほど確認とったならば、資料は準備できてますということでしたので、財政室長の方にここ過去5年ぐらいですか、合併してからだったでしょうか、今の民生費の予算の状況をちょっと教えていただければというふうに思います。

○議長（青砥日出夫君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。議員さんの御質問で民生費の決算額の推移ということで、平成17年から23年度までお答えいたします。

平成17年度、13億492万3,292円、18年度、12億3,686万3,333円、平成19年度、12億1,130万7,987円、平成20年度、13億7,581万2,627円、平成21年度、13億9,914万5,644円、平成22年度、15億4,324万4,567円、平成23年度、17億8,296万6,772円、以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） ありがとうございます。急なお願いをしてまことに申しわけありませんが、何を知らなかったかというと、中身まで調べなくちゃいけない部分があるかもしれませんが、17年から23年まで見ますと約4億の民生費がどんどんふえてきてると、これはすべてがゆうらくにあるわけではないんですけど、やはりそういった面からいってこれ以上の民生費、また福祉の面で町の財政をどんどんどんどん費やしていくということは大変な町にとっては財政も苦しくなっていくんじゃないかなというふうなことを知っていただきたくて、ちょっと調べてもらったということなんです。やはり、そういったものから少しずつでも離せるところは離していく、これが一つの新しい住民サービスをやっていくための方策ではないかなと思うんですが、その点、町長はどういうふうに思っておられますでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。民生費を基本的に削る考えは私にはございませんので、基本的にはその町民の福祉を向上させるために町は存在していると思っておりますので、これをど

んどん削る考えはないわけですがけれども、そこは踏まえておいていただきたいと思います。

現状、新たな課題というのがもう次々と登場してまいります。子宮頸がんなどは今、やれといっておいて、今度はやめというようなことなんですけれども、そういう病気、BSEの問題だとか鳥インフルの問題だとか、それから災害対応、大規模災害にどのように対応するのかというようなことや、それから本格的なその少子化時代、これをもっともっとそのサービスを提供をして、南部町で子育てができるようにやっていかなければいけないというような何といいたいでしょうか、それから緊急事態法などへの対策については、南部町では全く訓練さえできていないわけです。三朝町ではやったというように聞いておりますけれども、そういうその小さな町とはいえども、国の内外をめぐるさまざまな情勢に対応をして、やらなければいけないことがあるわけですよね。新たにどんどんどん広がってくる、ここにいかに対応をしていくのか、少ない人間でということだろうと思います。

先ほどもちょっと申し上げましたけれども、新たな公共の担い手、いわゆる地域振興協議会であるとか、あるいは地縁団体だとか、あるいはボランティア団体やそれから社会福祉法人や、そういうところが新たな担い手として登場していただいて、できる部分は即やっていただかんと、本体そのもんが回っていかんということだろうと思います。そういう考え方で私も町政を進めてきましたし、大体その方向は間違っていないと、国もそういう方向に支援をしてくれますし、それから他の町村見てもそういう方向にどうも取り組んでおられるということです。

したがって、ちょっと何ていいたいでしょうか、なかなかその状況が変わるということを受け入れたくない皆さん方もあるわけですがけれども、間違えなくそういう方向に進んでいますので、ここは御理解をいただいて御協力を賜りたいと、このように思います。

○議長（青砥日出夫君） 板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） ありがとうございます。私、さっき壇上でもお話ししましたように町長のマニフェスト持ってきております。A4の紙ですね、表全部使って書いてあるわけなんですけど、その中に特に共産党議員団が話される町民のメリットは何かということもちゃんとここに書いてありまして、町の修繕費やグループホームの建設などで税金を投入しないで済むことから他の政策経費に回せる。これが、今話された部分ではないかなと思います。それと、伯耆の国の運営が安定することによって……。

○議長（青砥日出夫君） 板井隆君、時間が少なくなりました、まとめてください。

○議員（4番 板井 隆君） はい、わかりました。高度な介護サービスを子供や孫の代まで受けることが可能となり安心な町づくりの支えとなると。やはりこれが、伯耆の国を渡すための町

民にとっての大きなメリットである、それともう一つ大事なことがあります。伯耆の国では200名近い職員が働いています。自立によってこれらの皆さんの汗が待遇改善などになるということ、これも先ほどから町長もう何回も言っておられます。本当にこれが譲渡することによって、どんどんどんどんよくなっていくと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。御指摘いただいたとおりでありまして、特に伯耆の国介護部門の職員の報酬というのは、東京23区で同じ仕事をしている人の報酬とほぼ一緒というぐあいに聞いております、平均がですね。したがって、全国の大会などの場でそういうことを申し上げますと、ため息といたしましょうか歓声といたしましょうか、ほうという声が会場から流れます。非常にそういう意味では職員の皆さんへの待遇改善にも努めておるということでもあります。

それと、保育園の指定管理を受けて、今2園お世話になっているわけですがけれども、従来、町立にすれば町が直営でやっていたときにはできなかったことも実はやっているわけですよ。微妙に違ってまいりまして、保護者の方からはとっても評判がいいということを知っております。私もアンケート調査などをされたものを見させていただきましたけれども、もうとっても評価が高く、保護者の皆様方といい関係で保育を実践していただいております。なければ、これは町がやらにゃいけんわけです。金がなくてもせないけんということもあると思いますけども、現にそういうぐあいに立派に育て自立しつつあるわけですから、私はやっぱり自立を支援するような方向に施策を切りかえた方がいいと、このように考えておりますので御理解を賜りたいと思います。

○議長（青砥日出夫君） 板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） あと1分しかありませんので、最後まとめさせていただきます。

この間、委員会があったときに総務委員会があって、傍聴に来られた方が休憩時間に、伯耆の国はゆうらくは、2億ぐらいのもうけがあるのに基金があるのに、何でそれを町に上げるんですかって言われました。私はそのときに、いや、でも借金もありますと、借金が確認をとりましたら4億2,000万借り入れも起こしておられます。本当にマイナスのところからのスタートだと私自身としては思っております、これから大変だと思うんですけど、ゆうらくの職員の皆さんには頑張っていたきたい、自立をしていただきたいということと、それとやはり、一つ大切なことがあると思うんです。これだけ町民の方からもいろんな話が出ております。やはり情報公開をして、透明な姿で常に表に出していくというのが大切なんじゃないかなというふう最終的に私は思いました。そうしていくことによって、あとは日ごろのやり方によって十分に町民の

方にはこの譲渡については理解をしていただけるというふうに思っております。

この間、天皇陛下、皇后両陛下来られまして、本当に感銘して感動して帰られたと聞いてます。その状態で多分、職員の皆さんも本当に今、一番やる気が出てきてるときじゃないかなというふうに思います。先ほどの景山議員じゃないんですけど……。

○議長（青砥日出夫君） 終わりました。

○議員（4番 板井 隆君） 林先生のあれをすれば、いつ譲渡するのか、今でしょ、だというふうに思いますので、ぜひ進めていただければというふうに思います。よろしくお願いします。以上で質問を終わります。

○議長（青砥日出夫君） 以上で4番、板井隆君の質問を終わります。

これをもちまして通告のありました一般質問は終わりました。

これにて一般質問を終結いたします。

ここで休憩に入ります。再開は1時45分。

午後0時39分休憩

午後1時45分再開

○議長（青砥日出夫君） 再開いたします。

総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。午前中の一般質問で、真壁議員の方から一般質問の中で、ゆうらくの無償譲渡について賛成の質問があったかというのがあって、その分お答えしますということをおっしゃっていましたのでお答えいたします。

直接に一般質問の項目として、無償譲渡についての賛成の立場っていう発言はございませんでしたが、23年12月の秦議員の質問の中で建物の譲渡と土地については一体的に譲渡するのが自分の考えではそういう考えであるということで、進める方針ということをお聞かしております。

それから、24年6月の板井議員の方で、これは土地の売買関係でございましたが、再度説明を求めて自分は賛成の立場でそういうことでは確認したいということがございました。

それから、25年3月の細田議員さんの方で、無償譲渡について、町に対してこれは有利なものであると自分は判断するということで御質疑にいただいております。

あと、きょうの板井議員さんの方の質問もそれであったと思っております。以上です。

日程第4 請願、陳情委員会付託

○議長（青砥日出夫君） 日程第4、請願、陳情委員会付託を行います。

5月27日に開催しました議会運営委員会までに受理した請願、陳情は、お手元に配付の請願、陳情文書表のとおりであります。

お諮りいたします。お手元に配付の請願、陳情表のとおり、各常任委員会に審査を付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。

よって、配付の請願、陳情文書表のとおり付託されました。

日程第5 議案に対する質疑

○議長（青砥日出夫君） 日程第5、議案に対する質疑を行います。

14日に質疑を保留していますので、議案に対する質疑を行います。質疑は会議規則第54条にもあるとおり、疑問点のみについて簡明に質疑をしてください。なお、個別質疑につきましては、予算決算常任委員会で行うこととなりますので、総括的な質疑をお願いいたします。

議案第45号、財産の無償譲渡について。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 議案第45号で、財産の無償譲渡について質問いたします。

質問は2点です。議案の譲渡する理由の中で、無償譲渡することにより、町の社会福祉施策に沿った事業のさらなる充実が見込まれるというふうに譲渡理由が記載されておりますが、このことは町の社会福祉施策とは、民間でできることは民間にということで説明されました。私が聞きたいのは、その後に続きます社会福祉施策に沿った事業のさらなる充実という中身の内容について説明を求めたいと思います。

質問の2番目は、初日にも言いましたけれども、今回これが議決にかけられるのが議会最終日の6月21日に議決、可否が問われるわけですが、その時点で行政財産であります。7月1日付で普通財産にするということなんですけれども、そういうことが可能だということを法律上の根拠について質問しましたが、明確な答弁が返っておりません。この点をぜひ明確な答弁を求めたいと思います。

○議長（青砥日出夫君） 健康福祉課長、伊藤真君。

○健康福祉課長（伊藤 真君） 健康福祉課長です。まず、1点目の譲渡の理由の中にございます福祉施策に沿った事業のさらなる充実が見込まれるということは、先ほど板井議員の説明の中

でいたしましたとおりでございます。

2点目の6月21日、議案の議決のときに行政財産であるが、7月1日の譲渡は可能か、その法的根拠を求めるといってでございますけれども、行政財産のままこのたびの財産の無償譲渡という議案をのせることがだめだということも法律に定められておりませんので、今回の手続において行政財産のまま7月1日には普通財産に変えて譲渡するということについては、何ら法律に違反した手続ではございませんということをお願い申し上げます。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 最初の質問の町の社会福祉事業のさらなる充実、さらなる充実というのが民間にできることは民間にあって、それじゃあ町はそれにかわって充実させる内容は何かと聞いているので、具体的にそれを答えられないと答弁になってないと思います。

それから、2つ目の日付の問題は、だめだということを書いていないので間違っていないという論法は正しいのでしょうか、確認ですけれども、そういうことを法令上の解釈として正しいという根拠について確かめられたのでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。譲渡のこの議決の根拠と申しますのは、前に申しましたが地方自治法の96条第1項第6号なわけでございます。これは、議決を求めないけんということになってるわけです。それでその日付の関係ですが、これは定めないけんてことは書いてありませんので、県の方の法制も確認いたしました。県も同じような格好で譲渡を過去にやってきておりますので、県の方の法制に確認しましたが、この議決というのはあくまでその譲渡をするという行為を審議するのであって、日付については記載の必要はないということだったので、このような扱いで間違いはないと思っております。

○議長（青砥日出夫君） 13番……（発言する者あり）

内容をさっき話したでしょう。

健康福祉課長、伊藤真君。

○健康福祉課長（伊藤 真君） 健康福祉課長です。先ほど板井議員に申し上げたことを聞いておられなかったということで再度申し上げます。

板井議員の方で答弁させていただきました内容は、民間でできることは民間で、それでどうするかということが合併当時180名ほどいた職員が120名になって、これからいろいろ少子高齢化に向かった施策に向かっているといけないうふうに答弁いたしました。以上です。

（「理由になってない」と呼ぶ者あり）

○議員（13番 真壁 容子君） 聞いてなかったはないでしょう。（発言する者あり）

○議長（青砥日出夫君） 質問ありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 3点あります。まず1点、先ほどの財産の無償譲渡について前回から言っておりますのは96条の第1項第6条の中で譲渡できるというのは、この町有財産、行政財産入るのかって、行政財産入らないって言ったでしょ。入らないって言ったものができるという根拠を示してくれて言ってるんですよ。少なくとも、それをしようと思えば、議会に説明しようと思えば行政財産を普通財産にしなければ本当はできないんですけども、そしたら普通財産にする手続をいつしますとかね、そういう文書も出てこないといけないわけでしょ。そういうことも説明なさないで、課長は町有財産をこの場合は行政財産入らないって言ってるんだから、7月1日からってということも書いてないんですよ、ここに。少なくとも私たちの見解は、このような県がどう言おうとも、財産の無償譲渡について法的にこのようにできるということの説明があなたの方からないんですよ。そこをちゃんと説明しないとイケないのではないのかというのの一つです。

2つ目、これは委員会で副町長が出てきてくれたらまた聞くんですけども、初日の話では、この財産を無償譲渡するけれども、財産を向こうに行っちゃって経営主体が変わるんだけど、米子にあるような法人とは一線を画すのだと、米子にある法人というのは恐らく地方自治体ではないところが立ち上げた福祉法人のことを言ってると思うんですよ。どんなふうに一線を画してここに運営主体が変わっても米子にある福祉法人と伯耆の国とがどのように一線を画しているのか中身を教えてください。

3つ目、先ほどの板井議員の質問の中で、無償譲渡することによって伯耆の国で働く、汗を流して働く職員たちの待遇改善につながる、こういうふうの説明していました。私もこれを聞いたかったところなんですけれども、町長は無償譲渡の大きな理由に町の財産にしとけば町の方の財政負担が食うので、その財政負担を建てかえ等ですね、今後起こる財源のことも心配してっていうのが大きな理由だったんですよ。それを今度、法人に負担してもらおうということになったということになれば、法人から見れば今まで町の財産のところ指定管理していくよりお金を持つとかないといけなくなるわけですよ、町長。片や、施設を改善したりとか、資産を運用していくに当たって今までよりもお金をつくっていかねければならないような事態になって、どうして今までより職員の待遇改善が進むと言えるのか、ここには町長は、自分は規模の拡大するなんて言った覚えがないって言いました。だから、規模拡大するのをちょっと置いておきましょう。

今の中でどういうふうによりやりくりしたら職員の待遇改善につながるし、今までよりも町に負担してもらわなくとも建物のお金までできてその両方が成り立つのか、それを教えてください。

○議長（青砥日出夫君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。先ほどから申しておりますように、普通財産、行政財産そのものは譲渡できないというのは前から申してるとおりでございます。ただ、今回の議決によるのは、この現在の財産を将来的に普通財産に変わったときにこれは条件が整ったときに譲渡できる、譲渡するかどうかということを判断いただくというものでございます。ですから、その趣旨を判断していただくってことになります。ですから、ここに例えば議決をされても21日に議決が例えばなったとしても、その時点において行政財産を普通で財産を処分したことにならないと思っております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 副町長でございます。昨日私が言いましたその米子の法人とは一線を画すなということの御質問でございますので、ほとんどの方は御理解いただけるとは思いますが、何度も話していますが、伯耆の国の設立、法人を設立した意味っていうものは、これは町が当時設立したというこの意思、法人の設立趣旨っていうんですか、このものは絶対でございます、解散しない限りはこれは変わるものではございません。したがってその意図というものは脈々と法人の中に引き継がれていかなくてははいけませんし、その趣旨がなくなったときの法人の存続意義はないと、このぐらいまで思っております。以上です。

○議員（13番 真壁 容子君） 待遇改善の根拠、町長、課長には委員会で聞きますからね。

統括質疑なんでしょ。

○議長（青砥日出夫君） 健康福祉課長、伊藤真君。

○健康福祉課長（伊藤 真君） 待遇改善とその伯耆の国の営業において修繕等を背負ったときにどうなるのかということだと思いますけども、現在、平成23年度まで毎年3,000万円の寄附をいただいております。この寄附はもうちょっとやめるということで1億8,000万まとめて寄附をしていただいて、建設当時にお約束いただいていた起債の償還分は伯耆の国の寄附として町が払っていたわけですが、このたび3,000万をやめることによって、それを将来の修繕積み立てにしていくんだというふうに聞いておりますので、待遇改善の方に影響が出るようには思っておりません。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。待遇改善でございますけれども、いわゆるその内部

留保が十分できてきますと職員に待遇の改善に向ける余裕が十分できると、このように考えているわけでありませう。

それから、財源の関係ですけれども、答弁でもお話ししましたように、修繕費について町にはもう出ないけれども、民間の社会福祉法人には出るという制度になっておるわけでありまして、そういう意味からも社会福祉法人が運営をした方が国や県の補助金も受けられる、安いと、こういうことだというぐあいには伺っておりますので、町がそのまま持ち続けるよりも有利ではないかというように考えております。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） ちょっと反対から行きますが、私が聞いてんのはお金が町にとって有利かじゃなくって、法人に運営主体が変わって、今後、施設管理等のお金も法人が賄わなくてはならないようになって、どうしてどこから待遇改善のお金を持ってくるのかって聞いているんです。これは、私も福祉法人関係者等やそういう全国的な組織あるんですけども聞いたんですけども、運営主体が市町村にあって土地、建物を無償で借りて運営できるのが一番ベストな状況だと、なぜならばその心配しなくていいからだ、これを抱えるということは今後管理費等にもお金がかかってくるわけですよ。その方がいみじくも言われたのは、そういうことでどうして火中のクリを拾うようにいくのかと言え、今度もし介護保険では内部留保資金を何に使うかになってくるだろう。どうしてそのときに内部留保資金を使うのに地方自治体から切り離しとった方がいいという状況はどのようなお金の使い方があるのか、それを聞いてみた方がいいのではないか、このように指摘してくれました。そこを聞いているんです。

福祉法人が財産をつくらないといけないときは、今までに町に返してた3,000万以上の減価償却としていかなければ次の建物は建たなくなってくる。今回、町の土地のままであった要らなくなった1億7,000万、買わなければ要らなかった1億8,000万のお金も全部、今、伯耆の国から出ました。今度伯耆の国の職員に対してどういうことを言うかといえ、自分たちで自立していかなければならないから、職員にもそれ相応の努力をしていただきたいといっていくのが目に見えてるじゃないですか。なぜならば、今、町長は待遇改善のお金の根拠を示せられないからですよ。

再度聞きます。建物のことは言っていない。自分たち建物の金もつくりませう。この中で、どうして待遇改善のお金をどこから導いてくるのかお答えください。待遇改善できるって言ったんだからね。

2つ目、総務課長がお答えになられた見込んで議案をする、局長、将来のことを見込んで議決

議案っていうのはできるんですか。（「できます」と呼ぶ者あり）

それも聞いておきますけどね、特にこれは今回は財産の無償譲渡についてです。だれでも条例でもつくるときでもこの施行月日はいつからするって書くんですけども、この財産の無償譲渡については、議決が6月の21日にしたら決まってしまうわけです。私は財務規則や条例、法律、憲法ですよ、それに基づいた立場で議員とすれば議案を審議するという立場からも言っています。

現行のままでは、財産の無償譲渡についての議案は、これは認めるわけにはいかない。なぜならば現在行政財産を譲渡することはできないからだ。これは、あなた方が守らなければならない財務規則にそう書いてあるからです。これをどのようにフォローしようかといえば先ほど課長がおっしゃるように、将来にわたっての担保だ、担保を議案とするようなことなんか聞いたことないんですよ。少なくともそれについては何らかの方策が要ると思いませんか。少なくとも私は賛成ではありませんが、町有財産を行政財産から普通財産にして、そのときに臨時議会等を開いて財産の無償譲渡について出してくる重要な案件ですから、そのようにしなければいけないと思いませんか。

それから3つ目、米子の法人と違うのは趣旨からして町が出したお金はこれは永久に消えることではないですよ、出資だれがしたかってそういうことも私も理解しております。

聞いているのは、一線を画すというのはどういうことが出てくるのかっていうことを聞いているんです。例えば、町が100%出資していますから、たとえ運営主体が変わっても法律に規定している範疇のように、町が町長が求めたら社会福祉法人伯耆の国の監査を町の監査がすることができる、笑っていますがそう書いてありますよ、町長がいいと言えればできるんだと。情報公開が大事だと板井議員も言われた、であれば100%出資している福祉法人ですから県の監査も含めてすべて町の情報公開条例に対応とする、そういうことが決められてるわけですか。そういうことを聞いているんです。町が胸を張って一線を画して町がお金出してるから安心だと言えるにはその中身を教えてほしいってことを言っています。そこについては何も答えられなければ何ら変わらないということです。まして副町長のようにお金は出したけれども、ほかと変わらない何の町は権限もないってことになっちゃうわけですよ。みずから認めたことになるんですよ、その点についてはどうでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 副町長、陶山でございます。どうも伯耆の国と米子市内等にありますが法人の差というものを何ていうんですか、町の行政の責任として管理することがさもその法人の

町民への信託だとかそういうことを保管する担保する唯一の方法のように言われますけれども、これは法人はその一つ一つ法人の設立趣旨があって、何のために設立したのかっていうことを私は言っているわけです。

この法人は、南部町の福祉を増進するためにつくった法人でございますので、何度も言っていますようにその南部町の福祉を増進するという目的のためであれば、これは今議論になっていますこの法人にゆうらくを任せることと、南部町がコントロールをしながら屋根貸しをしながら運営をしていくこと、この将来というのはいろいろな問題もあるかもしれませんが、財政的な今問題も出てきてますけれども、しかし、住民に対しての福祉を担保するという意味では、これは私同じことだと思います。そういうことが少しでも路線が外れるようであれば、これは法人としての設立の意味はない、これは管理するのは鳥取県が管理していますし、今回ありませんけれども、その監査に対する公開であったり、そういうものは最低要と思います。こういうことを通じて住民の中で御議論いただければいいと思いますし、法人もしっかりやっていくというぐあいに思っています。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 局長。

○事務局長（唯 清視君） 議会事務局長です。この場合に近い質疑応答集の回答がありますので、それを朗読します。

まず、公有財産譲渡の議決は何年先まで有効かという質問なんですが、問いです。この場合ですと時価3,000万円相当の公有財産の公用を廃止し、譲渡することを法第96条第1項第6号の規定により議決する場合、その議決は次のいずれの年数経過後に譲渡する場合でも有効と解されるか。1、翌年譲渡する場合、2、3年後譲渡する場合、3、5年後譲渡する場合、4、10年後譲渡する場合、注、この場合ですとこの一文におきますと議会の議決に付すべき財産、または処分の予定価格は700万以上と規定されている状況です。結論ですが、いずれも有効であると書いてあります。注意ですが、効力要件としての議決があればいいことになるが、余りに長期にわたるものは実効性が疑わしいので避けるべきであるとの記載もあります。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。どうして待遇改善につながっていくのかということですけども、結局法人は内部留保を持つわけですから、従来町に寄附しておりましたが、これが内部留保金として残っていくということが一つございます。それから、先ほど申し上げたように補修についても補助金が出るということでもあります。そういうことをもって待遇改善も期待できるのではないかと話したわけでもあります。

○議長（青砥日出夫君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 先ほど副町長から答弁があって、社会福祉法人伯耆の国は町が管理するということではないということで、私はその町が管理せえとかいうんではなくて、先ほどのこの議会での一般質問でもあったんですけども、いわゆる社会福祉法人の伯耆の国は、つまり1,000万の出捐金で町が立ち上げた法人ですね、ということは町とのかかわりというものは、建物については譲渡すればそれは建物自身は私は譲渡すべきじゃないと思う、譲渡すればそれはこちらの町との関係は一応切れたというぐあいになるんですけども、しかし社会福祉法人と町との関係ということは依然として出捐金を出した以上はやっぱり関係というものはあるわけですから、言うことは、言いたいことは何かといいますと、伯耆の国の運営状況というものを少なくとも町が申し出てればそのことについて報告、そういうこと説明責任、そのことをやることは当然じゃないかというぐあいと思うんです。そのことが完全に社会福祉法人が行政とは関係なくて、民間で立ち上げられたところはそれはそうだけれども、行政と管理課とが立ち上げたところであれば、当然これは切れるわけありませんから、することが当然ではないかと私思うんですけどいかがでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 副町長でございます。これまでの関係の中で法人は法人の独立した考えの中で情報公開のルールをお持ちになられて公開をされていますし、その監査自体は鳥取県がその監査の主体となって監査をしていると、この状況は変わらないと思います。ただ、私が言っていますのは、趣旨っていうものはこれは何ら変わるものではありません。さらに、この趣旨を担保するための理事さんや評議委員さんですかいね、この方々は町内から出られた方がほとんど町内の方が構成されていると思います。その方々がこれからの南部町のあるべき姿、今回の議会でも議論ありましたような少子化、人口減少社会の中でどういうぐあいにその福祉を担保していくのかということを真摯に向き合って議論していただく絶好の機会ではないかというぐあいに思います。行政が屋根を貸してその中で福祉をやるというスタイルから、限られた財政の中で将来どういうぐあいに行政が運営していくのかの中の一つ選択肢として今回御提案しております。ぜひ御理解いただきたいと思います。

○議長（青砥日出夫君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 私が言っていることがちょっと受けとめ方が違ってんじゃないかと思うんです。私は県の方へちゃんと監査の報告出すわけですから、だから町も町長が要求されたら出すのが当然なんだから、そういう手法を県と同じような方法でやられたらどうですかとい

うことを言ってるんですけども、それは無理なんですか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。伯耆の国は先ほど副町長が申し上げましたように、県の監督を受けて御指導いただきながら運営をしております。一方で町との関係は深いわけでありまして、町の監査でも必要であれば監査ができると、こういうことも以前から申し上げております。したがって、それ以上でも以下でもないわけですが、町の監査が必要かどうかという事は、その以前に質問もいただいたわけですが、その必要はないということを申し上げました。必要だと認めれば監査もできるというぐあいに理解をいたしておりますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（青砥日出夫君） 議案第46号、南部町老人福祉施設条例の廃止について。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 45号で無償譲渡することによって、老人福祉施設条例を廃止していくという内容ですので、委員会で十分審査したいものですから、町長にお聞きいたします。

先ほどの亀尾議員が聞いた監査が必要であればやるのだと、自分は以前から言っていると。私は、町長は監査してもいいと思ってるんだって今初めて聞いて安心しているんですけども、町長、先日いつ何月議会、3月議会が出たときに県の監査が18項目にわたって伯耆の国に指摘したと、それで私の認識では、社会福祉法人のあり方から見れば、例月毎年の通常監査っていったら2年に1回でいいんですけども、どうも伯耆の国というのはここ何年か毎年入っているんじゃないですか、県の監査を見る限りではね。で、どうも指摘されてる項目がほかに比べて多いというふうに私は認識してるんですよ。それで、町長も理事をおりられました。理事として発言する機会もなくなったでしょうから、町として出資した法人が県の監査であんなに必要なだったら監査すると言いながら県の監査で18項目にわたって指摘されて、中には適切でないお金の使い方があるというって理事のお中元のお金も勝手にお金使ってるんじゃないかってことも言われてますよね、町長……。

○議長（青砥日出夫君） 真壁委員、条例の廃止についての議論をしてください。

○議員（13番 真壁 容子君） そうです、これね、条例の廃止で伯耆の国に行っちゃうから聞いてるんです。その法人がどういうところかっていうことを聞いているので、であれば町長、今100%出資している伯耆の国に対して町の監査が監査をするという立場をとるべきではありませんか。それについてどう考えるかというのを1点。

それから、もう1点目はそれに関連するんですけども、3月議会の最終日に細田元教議員が福

祉法人の監査のことで話されているんですよ。どう言ってるかということ、県の監査があったんだけど、18項目の指摘があったけど、あれよりもまだひどいのは公金を流用したみたいなその保険料虚偽によって流用したとかそのようなものがどんどん出ておまして、事業停止とかあんななっているのがこの間の江府町の云々ですけどもって、社会福祉法人というのはまだ伯耆の国の18項目の指摘はまだましな方で、もっと悪いことしてるところはいっぱいあると、こういうふうな言い方をなさってたんですよ……。

○議長（青砥日出夫君） 端的に質問してください。

○議員（13番 真壁 容子君） そうであれば町長、今回、運営、副町長は何も変わらないっておっしゃいますけれども、運営主体が変わるんですよ、福祉法人に財産も全部行く、その法人が県からこのように指摘されている、こういうときに町はそれこそきちっと監査をしないといけない立場に立つべきではないですか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。法人は県の指導に基づきまして、県の監査によっていろいろ御指導いただき、よりよい運営を目指していくということだろうと思っております。したがって、町は監査ができるということを申し上げました。町が法人の監査をするということには私は今、そういう必要はないというように思っております。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 済みません、町長が委員会に出てきてくれたら聞くんです、出てこないから聞くんです。町長、住民が心配に思っていますのは運営主体が変わって町の貴重な財産が福祉法人に行く、その福祉法人の経営がどのようなものであるか、それから福祉法人の体質がどのようなものであるか皆注目しているんですよ。これが先ほど言ったように内部留保資金が職員の待遇改善に行くとは決まっていない。ある人なんかではもっと福祉施設の中の骨とう品がふえるのではないか、これを聞いてくれっていう方もいらっしゃるんです。そういうことを言えば、先ほど言ったように今まで県が監査してるから安心だといいいながら県の監査には18項目を指摘されてきてるわけですよ。これは安心できる状態ではないんじゃないですか。安心できる福祉法人では福祉法人の、言ってみれば私は理事と評議員会には責任があると思うんですけどね、働いてる人が一生懸命働いていても、その法人のあり方自体が監査で指摘されている、これに至っては町長の責任とすればこういう時期に町の監査に出動を求めるのが当然ではないですか、それができない理由は何があるんですか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 県の監査が適正になされている限りにおきまして、町が出かける必要はないというように思っております。少なくとも自立をして自分たちの責任で借金をして運営をしているという法人であります。また、今後それをさらにはっきりさせていくということでもありますから、直接関係のない町がそういうところへ出かけて行っても私はちょっと筋が違うと思います。

聞かれるから言っているわけですから聞いてくださいよ。筋が違うと私は思っております。町が出かけるというのは、やっぱりよほどのその不祥事があったりして見逃せない、見過ごすことはできないというような場合には、やっぱりどのようになっているのか、町が出捐した団体ですから、当然それは関心持ってきちんとやっていかなければいけないと思いますが、日常的には県の権限を侵すような、あるいは県の権限に立ち入るようなことを町がすべきではないというように思っております。できることはできるというように思いますけれども、それは県にお任せをする。基本的には県の方がよく知ってますから、数余計県内の法人を当たっております、よそとの比較もできると思いますし問題ですよ、そういうことでよくわかりますから、そういうところに任せておけばいいと。

大体に真壁議員さんのおっしゃるのは、町が関与するところには何でもいけるというような感じに聞こえるんですけど、例えば工業団地なんかでも補助金を出しております。そういうところへ行って監査するんですか、ねえ。ですから、町が関与しているところには、どこにでも来て町は監査でもできるし、物が申せるというようなことではない、そのように私は思っております。やっぱり自主自立でやっておりまして、それについての指導監督権限がはっきりしていて、そしてあなたがインターネットか何か知らんですけどちゃんと情報を入手できるような公開までしてある、そういうところにそれ以上の何を求めていくのかということでもあります。そのように思っております。ですから、町内で起きてよほどの不祥事でもあればこれは監事さんに当然監査請求を私もお願いしなければいけないと思いますけれども、今はそういう状況ではないと思っております。

○議長（青砥日出夫君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 私も鳥取県の伯耆の国に対する監査について、18項目の監査意見は公表されているんですけども、その伯耆の国から回答をして、それが県がどのように最終的に判断したのかということが町の責任で明らかにすべきだと思うんです。

というのは、大変重要な指摘があったんです。それはこの無償譲渡にかかわる理事会の意思決定について、町長は理事会に参加して理事として参加して説明されたいですね。だけれども、

それで理事会は判断はしたけど評議員会では徹底されていないという指摘じゃなかったかと思うんです。で、私がちょっとあんまり不正確なことを言っではいけないので、きちんとどういう指摘があって、それに対して伯耆の国がどういう回答をして、県がそれに対してどういう判断をしたのか、そこまでやるのがこの議案を出してくる前提だと私は思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 関係ないと思うけどな。この……。

町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。県の監査指摘というものをどこでどのように手に入れたのかわかりませんが、持っておられるでしょう、ねえ、持っておられるでしょう。ですから今度はそれに対する回答やさらなる指導というものが、ちゃんと公開されていないんですか。その取得されたところに行かれたらどうでしょうか。（発言する者あり）

○議長（青砥日出夫君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 私は、こういう先ほどの板井議員の一般質問でもあったように、物事がすっきりとした状態で議案の是非が確定されるべきだと思うんです。で、町は今の町長は監査をする、できる立場にあると言われました。けども、今、県が監査をした状況を見とっている限りは、町が直接伯耆の国に監査をするという事態ではないと判断しているということでした。

私は今のその指摘があったことはかなりの町民が知っています。ここのところをきちんと問題をきれいに整理して、その上で議案を出すということが町民に対するその情報公開の立場からも重要だという提案ですが、いかがですか。

○議長（青砥日出夫君） いいや、提案、質問じゃないですので、次行きます。

議案第47号、南部町国民健康保険条例の一部改正について。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 私、国保のことにに関して一般質問しまして、時間が限られておりましたので、議案についてのところで不足した分をちょっと聞きますからということをおきましたので聞くんですけども、実は、この資料が出されてね、24年度南部町国民健康保険特別会計決算書というのですね、24年度の。それちょっと私、ようわかりませんので聞いてから質疑かけますが、ずっと下の方に行きまして基金繰入金ということで24年度ですね、7,823万7,000円が予算で計上されとって、そして見込みのところでは5,300万ですか上がって、つまり不用額というか使わなかったのが2,523万7,000円上がってますね。で、

この金額がどうでしょうか、税務課の方からデータ、条例の改正についての資料でありますと24年度予算基金残高5,554万5,000円上がってますね。これは結局この24年度の2,500万使わなかったのを含めた金額がこの基金残高ということに理解してよろしいですか。このとおりですか。

○議長（青砥日出夫君） 町民生活課長、仲田磨理子君。

○町民生活課長（仲田磨理子君） 町民生活課長でございます。全協でお配りした資料だと思えますけれども、決算書の一番下の欄に基金保有高っていうちょっと小さい字ですけどそこに書いておまして、23年度末が1億835万基金がございました。24年度決算の見込みで5,300万繰り入れるということで、24年度末の基金の保有高は5,554万5,000円ということでお話ししたと思います。

○議長（青砥日出夫君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） じゃあ、引き続いて質疑をかけますが、実は国保の一般質問の中で私言ったんですけども、当初つけ足しとったのは一般会計からの繰り入れであったということだったんですけども、後でこの資料見ますと不足額というか改正前と改正後の税額の差が623万2,000円ということで、そうしますと新たに25年度の繰入額が2,500万です。したがって24年度の基金残高からこの2,500万引くと約3,000万ですね、3,000万以上余るわけですから、つまりこの金額の3,000万の中から税額差の623万2,000円を、これを残ってるというか3,000万の中からこの金額をやっぱり繰り入れてね、負担増を抑えるということを重ねてまた聞くんですが町長、決断できませんか。

○議長（青砥日出夫君） それは、きのう、この間の質問でも出ちゃったじゃないですか。

○議員（12番 亀尾 共三君） 再度。

○議長（青砥日出夫君） 再度言ったって同じことですよ、答えは。ころころ答えは変わりません。

○議員（12番 亀尾 共三君） とりあえず答えてもらって。

○議長（青砥日出夫君） 同じ質問してもらっても困ります。

○議員（12番 亀尾 共三君） 何を言ってるんですか。

○議長（青砥日出夫君） 何を言ってるんですかじゃない。

○議員（12番 亀尾 共三君） 一般質問と質疑とは違うんだよ。

○議長（青砥日出夫君） 一般質問じゃない、その質問も出てました。最初の質問のときに。

○議員（13番 真壁 容子君） 答弁、答弁してもらって。

○町長（坂本 昭文君） ほんなら答弁する。

- 議長（青砥日出夫君） したげえ。
- 町長（坂本 昭文君） 町長でございます。一般質問でお答えしたとおりでございます。
- 議長（青砥日出夫君） 5番、植田均君。
- 議員（5番 植田 均君） えっとですね。
- 議長（青砥日出夫君） 総括的な質問してください。
- 議員（5番 植田 均君） はい。町長が国保を全国町村会ですか、全県一本化という方針を国がとっていると、自分もそういう考えだと。鳥取県を見渡して見ると、でこぼこの差が1ないし2というような数字だったのでしょうか。で、今南部町はそのどのあたりに位置しておりますか。
- 議長（青砥日出夫君） 町民生活課長、仲田磨理子君。
- 町民生活課長（仲田磨理子君） 町民生活課長でございます。資料が24年度の国民健康保険税の決定状況ということで資料を持っておりますけども、南部町は1人当たりの合計、介護後期支援分と医療分担を合わせまして9万4,488円ということで、県内19市町村のうちの12番目でございます。高い方から12番目です。
- 議員（5番 植田 均君） 高い方から12番目ですね。低い方から5番目だが。
- 議長（青砥日出夫君） 5番、植田均君。
- 議員（5番 植田 均君） 言うことは町長、全県一本化すると南部町の保険税は上がるということで確認します。それと、私あれ何ていいますか、この全国的に国保は大変で財源、基金もどことも繰り入れてだんだん年々厳しさを増して、一般会計の繰り入れていうのがもうしようがないというか、そうせざるを得んというところにまで来ていると思うんです。そういう今の私生活実態から見て、ことしの値上げっていうのは本当に厳しい、ことしのその最終的に収納率が9割切るんじゃないかっていうふう、私は心配してるんですけども、国保運営協議会の中ではなかなかそういう意見は出ないのかもしれませんが、町長は町民の実態を見てどんなふう感じておられますか。
- 議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。
- 町長（坂本 昭文君） 町長でございます。アベノミクスの質問もいただきましたけれども、まだまだ経済の実体は改善していない、そういう南部町の状況であろうというように思います。そういう状況の中で消費税を上げたりあるいは国保税が上がったり、これは大変厳しいことだろうというように思っております。
- ただ、そういうことでじゃあ上げずに済むのか、何も手をつけないでえらい、えらいと言っておればそのままでもいいのかといえば決してそういうことではない。何度も一般質問の中でもお答え

しましたけれども、その町の財政運営、行政運営というものは、やっぱりその責任を果たすということが大事であります。この制度を壊してしまうような先導役をやりたくないわけでありまして。ですから、消費税なんかも上がらん方がいいわけですがけれども、しかし、町にたくさん返ってくるという話も一般質問の中でしましたが、そういうことから正面切って反対ができませんという苦しい胸のうちも言ったわけです。国保税だってそのとおりです。よろしいでしょうか。そういうことでございます。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 国保税の引き上げの議案が出ているので町長にお聞きいたします。

先ほど植田議員が聞いていたように住民の暮らしから見て、国保税のこれ以上の負担は耐えたいのではないかと、どう考えてるかっていうことに対しての答弁だったんですけども、先ほど課長が1人当たり9万4,000幾らって言っていました。住民は負担していないわけではなくって、今生活が苦しくて所得がだんだん少なくなってきている中で、国保の世帯の方々は1人当たり平均して9万4,000円という金額を負担しているわけですよ。その負担としては私は十分に住民は責任を果たしているというふうに考えられるのではないかとというふうに思うのです。

次に、こういう中でこの国保が大変なときに行政がどうするのか、今回は基金を取り崩して引き上げ額を抑えたというのですが、その引き上げすらも今回この9万4,000円以上になってきて大変なのではないかということをおしは言っているわけですよ。

そこで、今の段階では基金があるので600万何がしを基金を崩して入れたら済むのではないかと。で、お金がなくなったときどうするのかって町長何回もおっしゃいました。基金を取り崩したくないと、それは先ほど植田議員が言ったようによその町はどこも一般財源から入れてるわけですよ。今年度見てみたら町長、私たち一番最初の議案で議決したのは、防災行政無線でしただけ、1億幾ら出てきましたよね、お金。で、仮に国保会計が今年度大変な状況になったときでもそのときにどこも年度途中でお金を計算し直して国保税を上げるってというようなことをしないんですよ。一般会計等からでも繰り入れてそれを行っていく、なぜならば国保はそれだけ町に責任があるからではないですか。

そういうことを考えれば住民の暮らしを考えたら、今回600万何がしの負担増はやめて基金からひとまず出しておく。もし、赤字が生じた場合であれば一般財源から投与する、その財源は今の時点ではないわけではないという立場に立つべきではないかと思うんですが、町長いかがでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。この件については、一般質問の中でお答えしました。そのとおりでございます。

○議長（青砥日出夫君） 続きまして、議案第48号、南部町小規模急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の制定について。議案第49号、平成25年度南部町一般会計補正予算（第1号）。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） この中に今回は、要するに老人福祉施設を廃案にしてお金を繰り上げて償還するっていうのが出てきましたよね。そこで初日に老人福祉施設ゆうらく譲渡に係る起債償還と寄附金及び土地売り払い収入のこういう一覧表をいただきました。初日の質疑で行っていただきたいのはそもそもわかってきたのは、平成25年度に繰り上げ償還財源としてある1億8,000万というのは寄附金として上がっているけれども、福祉法人ではなかなか寄附として出ないと。どういうことで上がっているのかと聞いたら、この金額が土地の代金に入っていたというふうに私は理解してるわけなんですよ。そういうふうに答弁を聞いたとするならば、私たちは土地の売却のときの1億7,000万何がしの先ほど土地鑑定もせずに行った中でこの金額が妥当かどうかわからないというふうに指摘しているときに、そちらの答弁で待てよと、伯耆の国の福祉法人の土地代に1億8,000万入れてるということは、土地の取得金額1億8,000万プラスってことになってるわけですよ。その計上の仕方はどうなんですか。それで聞いてるんです。それで、町長、福祉法人は資産形成をして規模拡大をするためになさったんですかって聞いてんのはそこなんですけども、そういう計上の仕方っていうのはいいのかどうか、これについてはどういうふうにお答えになられますかっていうことが1点です。

それと、議長、申しわけございませんが、先ほど初日のこの町の補正予算の中で、雑入の件ということで、国立音楽院の……（「うちのだ」と呼ぶ者あり）

じゃないわ。観音さん問題のおさい銭のありましたが、ここで金額聞いたら聞いておきたいのと、先ほど見たらあの観音さんの寄贈者が国立音楽院の理事長っていうことになっていましたが、もしそうであれば町有地に株式会社等の寄附を受けたらいけないのではないですか。

それともう一つは、それもちょっと驚いたのは、イザナミ墓苑の名前も出てたんですけれども、そういうことを明記するものを町の土地に建ててていいのですかとさい銭の金額教えてください。

○議長（青砥日出夫君） あれは株式会社の寄附じゃあないと思いますよ。

○議員（13番 真壁 容子君） いや、それを聞いてるんです。

○議長（青砥日出夫君） それは、個人的な寄附だと思いますよ。

○議員（13番 真壁 容子君） 個人的な寄附であろうが国立音楽院の（聴取不能）なんです、そ

れ聞いてるんです。

○議長（青砥日出夫君） 地域振興専門員、長尾健治君。

○地域振興専門員（長尾 健治君） 地域振興専門員、長尾でございます。この件につきましては、母塚山の観音像の件につきましては初日にお答えいたしましたとおりでございます。

さらに申しますとその後議長からお言葉がありまして、議案として提出していないことについての審議というのは議場でしないという趣旨のことがございました。幾らでもお答えする気はあるんですが、議案提出のないものについて御質問、それから……。

○議員（13番 真壁 容子君） 今、担当（聴取不能）。だからできないんですか。雑入にも（聴取不能）。

○地域振興専門員（長尾 健治君） 雑入にも載っておりませんので、提出はないということで初日に議長さんからその旨お話があったわけですが、こういうことが前例になりますと何でもありみたいなことになってしまいますんで、初日に……。

○議員（13番 真壁 容子君） それは、議会に（聴取不能）に対して意見を言ってるってことですね。検討しましょう。

○地域振興専門員（長尾 健治君） はい。お願いします。

○議員（13番 真壁 容子君） 済みません、課長、担当課の方からそういう意見が出てたというのを議会の議決権（聴取不能）、少なくとも議長が答弁求めているんですよ。

○地域振興専門員（長尾 健治君） いいですか。

○議長（青砥日出夫君） 長尾健治君。

○地域振興専門員（長尾 健治君） ただいま申し上げましたことは、初日に議長の方から亀尾議員からのここに載ってないけど聞くんですけどという旨で始まる質問について、議長さんの方から御発言があったことに従って申し上げておるところでございます。

○議員（13番 真壁 容子君） もしそうであれば議長（聴取不能）ですか。そういうことをこういう（聴取不能）議長が指名しておいて課長がそれをお答えにならないっていうことがあるんですか。そういうことをなさっているんですよ。答えるかどうかっていうのは議会の方が議長が……。

○議長（青砥日出夫君） だから、そういうふうに答えたわけだ。

○議員（13番 真壁 容子君） ちょっと、それはないでしょう。

○議長（青砥日出夫君） 振っただけだ。そういう答えだ。

○議員（12番 亀尾 共三君） 専門員が金額については後でお答えしますと言ったじゃない。

(「予算に関係ないじゃない」と呼ぶ者あり)

○議員(13番 真壁 容子君) それに予算に関係ないって言いますが、どこもやっていますよ。補正予算等については全体のことでこれ雑入に入らない、なぜかって聞いているんです。(発言する者あり)

○議長(青砥日出夫君) 企画政策課長、矢吹隆君。

○企画政策課長(矢吹 隆君) 企画政策課長です。いろいろ皆さん御意見があろうかと思えます。議案とどうこうちゅうのものもありますが、金額についてはお答えしたいと思います。

管理をしていただいています天津の振興協議会に確認したところ、約3万5,000円という金額を今預かっていただいているというか管理をしてるということです。以上です。

○議長(青砥日出夫君) 健康福祉課長、伊藤真君。

○健康福祉課長(伊藤 真君) 健康福祉課長です。介護サービス事業特別会計繰出金の財源1億8,000万について法人の方での経理については、そういう経理の仕方をされているということでございまして、こちらの方からとやかく言うことではないというふうに存じておりますので、よろしくお願いします。

○議長(青砥日出夫君) 13番、真壁容子君。

○議員(13番 真壁 容子君) 課長はとやかく言うことではないというところに至ってるということなんですね。私どもは、議案として課長も含めて町の方から今回大事な町有財産をこの伯耆の国に無償譲渡したいというふうに言っているわけですよ。今回、それによって1億7,000万、1億8,000円、3億5,000万近いお金が動いてきてるわけですよ。その転移についてうちの町とすれば寄附で1億8,000万受け取って、土地代金で1億7,000何がしを受け取っているわけですよ。それがそっくりそのまま伯耆の国では3億5,000万以上のお金で、土地代、土地取得代金としても上がっているのであればそれはおかしいのではないかということ言ってるんですが、それについて町の方としても伯耆の国にきちんと聞いておかなければいけないのではないかと思いませんか。

なぜならば私たちは1億7,000幾らの土地代金のお金が的確であったかどうかということとをわからないって立場に立っています。なぜなら土地鑑定もなかったし、入札もなかったからね。安いか高いかもわからない。もしかしたらもう少し町の立場からしたら移動したのではないかと思うときに、そのお金を向こうとすれば福祉法人等については現行価格で書く場合があるって書いてあるんですね。福祉法人の本を見たら。ところが、そこに3億5,000万って書いてあるってことは、3億5,000万の価値があるものを1億7,000万で買ったんかいな

っていうふうに解釈されても仕方なくなっちゃうわけでしょう。だから、それについては公正を期す意味から、町から福祉法人の方にその文章のどういうふうに計上しているのか、課長、見たことも含めて町の方に説明をしていただきたいと、こういうことを言っておきますので、議長、これはね、伯耆の国に聞いて説明していただきたいし、町とすればこれに対してこのような予算計上に対してどのような見解を持つかということも、今、町長がお答えにならないのであれば、町長が確認をなさって委員会に報告していただきたいというふうに思いますので、議長、よろしくお願いいたします。

それから、私たち議会は議長が運営しておりまして、議長が質疑についてできる場合、できない場合があると思うんですが、議長が答弁を求めた課長がこのことについては答えていかどうかというのを議長の言葉で……。

○議長（青砥日出夫君） はい、次、行きます。

○議員（13番 真壁 容子君） ついてっていうのはおかしいと思うのです。それについては是正を求めます。でなければ、何のために手を挙げて議長の許しをもらって質問しているのかわからない。

○議長（青砥日出夫君） 次、行きます。

議案第50号。（「はい、まだあるよ」と呼ぶ者あり）

答え、答弁。観音答弁要らんよ。（発言する者あり）

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） これ、新たに初日の答弁に基づいて新たなことわかりましたのでお聞きします。

いわゆる、母塚山のお金なんですが、これは管理は天津地域振興協議会の方へ預けて、それで使い道については観光協会だったですか、私の方で聞くには、その方でも利用というようなことがあったんですが、ちゃんとそれを管理するということは文書できちんとなってるのでしょうかということと、どうしてその天津地域振興協議会ね、管理するってことになったんですか。（「補正予算に載ってない」と呼ぶ者あり）

新たなことだから聞くんだろうが。（発言する者あり）

○議長（青砥日出夫君） いや、いい。

○議員（12番 亀尾 共三君） 新たなことだから聞くんだろう。

○議長（青砥日出夫君） いや、だから載ってないんで。

○議員（12番 亀尾 共三君） 載ってなくてもいつから、どうして天津地域振興協議会で決まっ

たのかということを知っているんだよ。（発言する者あり）

○議長（青砥日出夫君） それは振興……。

○議員（12番 亀尾 共三君） 補正予算の中で聞いたらこういうことがあるんだという説明を受けたからそれを聞くんだ（聴取不能）。なぜそれを（聴取不能）。

○議員（13番 真壁 容子君） 初日にはちゃんと答えたら議長がそのことを（聴取不能）じゃないですか。

○議長（青砥日出夫君） いや、答えてないよ。

○議員（13番 真壁 容子君） それはどうして議長できないんですか。

○議長（青砥日出夫君） 予算として載ってないよっていった話だがん。

○議員（13番 真壁 容子君） そしたら初日に質問されたことは間違いだったって話になってないんですか。

○議長（青砥日出夫君） いやいや、それは全然。

○議員（13番 真壁 容子君） そうでしょう。議長、（聴取不能）。

○議長（青砥日出夫君） いやいや、いやいや。

○議員（13番 真壁 容子君） （聴取不能）ない。

○議長（青砥日出夫君） いやいや。

○議員（13番 真壁 容子君） 議会の経緯を（聴取不能）。補正予算で（聴取不能）聞くの当たり前じゃないですか。

○議長（青砥日出夫君） だから、補正予算のどこに載ってるかって言ってるんだがん。

○議員（13番 真壁 容子君） 補正予算ばかりに入っていません。私たちにすればお金が町が持って帰ったことがないかっていうことを見てる方もいらっしゃったから当然雑入に出てると思って私たちは議会に2回も（聴取不能）しました。（発言する者あり）

○議長（青砥日出夫君） うん。

○議員（13番 真壁 容子君） 入ってないのがなぜかって聞いてるんです。（発言する者あり）

○議長（青砥日出夫君） いや、預かってもらっとるという話だったんだ、それは。

○議員（12番 亀尾 共三君） だから、どうしてそこに預けるようになったのかっていう……。

○議長（青砥日出夫君） いや、どうして預けたかって頼んで預けたんでしょう。

○議員（13番 真壁 容子君） それにね、答弁が違う。拾得物であったら載っとったらいけませんよ。

○町長（坂本 昭文君） 手続をして、その結果、最終的に町のもんになれば観光協会のものにな

るっていう話だったと思いますよ。ねえ、手続をして、その結果町のもんになれば。

○議長（青砥日出夫君） うん。

○町長（坂本 昭文君） そういう話だったと思いますよ。

○議長（青砥日出夫君） 拾得物か。

○議員（13番 真壁 容子君） 拾得物なんですね。

答えられないじゃない、それはね。

○町長（坂本 昭文君） ですから、答えられないじゃなしに答えちょうなあがん、この間。

○議長（青砥日出夫君） この間の話だがん、一緒だ。

○町長（坂本 昭文君） この間答えて、それで今、休憩でしょ。

○議員（13番 真壁 容子君） そんなの違ってらるんではよ。

○議長（青砥日出夫君） いや、まだ休憩。

○町長（坂本 昭文君） 休憩だなしか。

○議長（青砥日出夫君） ちょっと休憩します。

午後 2 時 5 5 分休憩

午後 3 時 0 0 分再開

○議長（青砥日出夫君） 議案に戻ります。

再開します。（発言する者あり）

議案第 5 0 号、平成 2 5 年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第 1 号）。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 議案第 5 1 号、平成 2 5 年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 議案第 5 2 号、平成 2 5 年度南部町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

日程第 6 上程議案委員会付託

○議長（青砥日出夫君） 日程第 6、上程議案委員会付託を行います。

お諮りします。上程議案につきまして会議規則第 3 9 条の規定により、お手元に配付しており

ます議案付託表のとおり、予算決算常任委員会へ付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、以上の議案につきましては予算決算常任委員会に付託いたします。

○議長（青砥日出夫君） 以上をもちまして本日の日程の全部を終了いたしました。これをもって本日の会を閉じたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって散会といたします。

明日19日からは、各常任委員会を持っていただき、付議案件について御審議をお願いいたします。以上でございます。

午後3時01分散会
